

表 海岸保全施設整備の種類、規模、配置及び受益の地域

ゾーン名	区域番号	地区	所管	配 置		施設規模 (計画：2100年時点) 計画天端高 T.P. (m)	種 類	受益の地域		整備の方向性	維持又は修繕の方法	備 考 (施設の更新があつた場合等記載)	
				区 域	施 設			地 域	状 況				
		地 名		延長 (m)	計画天端高 T.P. (m)								
三島・十島 ゾーン	1	硫黄島海岸 硫黄島地区	港	鹿児島郡三島村硫黄島下村1～浜若下90 -61	621	-	+2.1～5.7 (嵩上げ高最大1.2m) 本数値は屋久島ゾーンの 代表箇所のものである	護岸・離岸堤	三島村の一部	住宅地, その他	背後地への越波・飛沫の被害を防止するため、施設を改良し、面的防護方式による必要な防護機能を確保する。	・離岸堤については、波浪による堤体前面の洗掘や堤体ブロックの移動・散乱・沈下等について、定期的に点検・評価を実施し、必要に応じてブロックの補充等による適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。 ・護岸については、波浪による堤体前面の洗掘、堤体内の空洞化等について定期的に点検・評価を実施し、必要に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。	
	2	西之浜漁港海岸 西之浜地区	水	鹿児島郡十島村口之島地先	-	-		-	十島村の一部	森林	-	-	
	3	中之島港海岸 中之島地区	港	鹿児島郡十島村中之島小字サツ田131～ ヶブシ79	940	-		護岸・離岸堤	十島村の一部	住宅地、商業業務 地、その他	背後地に対する越波・飛沫の被害を防止するため、必要な防護機能を確保する。	・護岸については、波浪による堤体前面の洗掘、堤体内の空洞化等について定期的に点検・評価を実施し、必要に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。 ・離岸堤については、波浪による堤体前面の洗掘や堤体ブロックの移動・散乱・沈下等について、定期的に点検・評価を実施し、必要に応じてブロックの補充等による適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。	
	4	切石港海岸 切石地区	港	鹿児島郡十島村諏訪之瀬島字東山221～ 石切212	260	-		護岸	十島村の一部	その他	既存施設の損傷・劣化等を把握し、計画的な維持又は修繕を実施する。	・護岸については、波浪による堤体前面の洗掘、堤体内の空洞化等について定期的に点検・評価を実施し、必要に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。	
	5	元浦港海岸 元浦地区	港	鹿児島郡十島村諏訪之瀬島浜道104	23	-		護岸	十島村の一部	その他	-	・護岸については、波浪による堤体前面の洗掘、堤体内の空洞化等について定期的に点検・評価を実施し、必要に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。	
	6	やすら浜港海岸 やすら浜地区	港	鹿児島郡十島村悪石島浜道108～御嶽140	185	-		護岸	十島村の一部	その他	既存施設の損傷・劣化等を把握し、計画的な維持又は修繕を実施する。	・護岸については、波浪による堤体前面の洗掘、堤体内の空洞化等について定期的に点検・評価を実施し、必要に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。	
	7	南之浜港海岸 南之浜地区	港	鹿児島郡十島村平島尾岳地先	52	-		護岸	十島村の一部	その他	既存施設の損傷・劣化等を把握し、計画的な維持又は修繕を実施する。	・護岸については、波浪による堤体前面の洗掘、堤体内の空洞化等について定期的に点検・評価を実施し、必要に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。	
	8	前之浜港海岸 前之浜地区	港	鹿児島郡十島村平島尾尻341番地先	-	-		-	十島村の一部	その他	-	-	
	9	前籠漁港海岸 前籠地区	水	鹿児島郡十島村宝島地先	-	-		-	十島村の一部	森林	-	-	
	10	城之前漁港海岸 城之前地区	水	鹿児島郡十島村城之前地先	-	-		-	十島村の一部	農地	-	-	
種子島 ゾーン	11	湊漁港海岸 湊地区	水	西之表市国上地先	329	+5.2	護岸	西之表市の一部	住宅地, 森林	既存施設の損傷・劣化等を把握し、計画的な維持又は修繕を実施する。	・護岸については、施設の損傷・劣化等の変状について定期的に点検・評価を実施し、変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。		
	12	西之表海岸 安納地区	水管理	西之表市大字伊関字吉原436番地 ～西之表市大字安納字花ノ木1-1	714	+6.0 +4.5	堤防	西之表市の一部	住宅地, 農用地, 公 共施設	既存施設の損傷・劣化等を把握し、計画的な維持又は修繕を実施する。	・堤防については、波浪による堤体前面の洗掘、堤体内の空洞化等について定期的に点検・評価を実施し、必要に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。		
	13	庄司浦漁港海岸 庄司浦地区	水	西之表市安納字花ノ木地先	704	+4.4	護岸・消波堤	西之表市の一部	住宅地, 農地, 森林	既存施設の損傷・劣化等を把握し、計画的な維持又は修繕を実施する。	・護岸については、波浪による堤体前面の洗掘、堤体内の空洞化等について定期的に点検・評価を実施し、必要に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。 ・消波堤については、波浪による堤体前面の洗掘や堤体ブロックの移動・散乱・沈下等について、定期的に点検・評価を実施し、必要に応じてブロックの補充等による適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。		
	14	田之脇港海岸 田之脇地区	港	西之表市現和浅丸5757番地地先	1,005	-	堤防・護岸・突 堤	西之表市の一部	住宅地、工業地、 農用地、その他	海岸浸食による背後地への被害を防止するため、必要な防護機能を確保する。	・堤防については、波浪による堤体前面の洗掘、堤体内の空洞化等について定期的に点検・評価を実施し、必要に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。 ・護岸・突堤については、波浪による堤体前面の洗掘、堤体内の空洞化、施設の損傷・劣化等の変状について定期的に点検・評価を実施し、必要に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。		
	15	浅川港海岸 浅川地区	港	西之表市大字現和字下浅川8647番地先	250	-	護岸	西之表市の一部	住宅地	既存施設の損傷・劣化等を把握し、計画的な維持又は修繕を実施する。	・護岸については、波浪による堤体前面の洗掘、堤体内の空洞化等について定期的に点検・評価を実施し、必要に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。		
	16	安城漁港海岸 安城地区	水	西之表市安城地先	197	+4.2	護岸	西之表市の一部	住宅地, 農地	既存施設の損傷・劣化等を把握し、計画的な維持又は修繕を実施する。	・護岸については、施設の損傷・劣化等の変状について定期的に点検・評価を実施し、変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。		
	17	立山港海岸 立山地区	港	西之表市大字安城字舞床地先	-	-	-	西之表市の一部	その他	-	-		
	18	大塩屋港海岸 北・南地区	港	熊毛郡中種子町大字増田字後浜2049番地 先	-	-	-	中種子町の一部	その他	-	-		
	19	増田港海岸 北・中・南地 区	港	熊毛郡中種子町大字増田字岩屋口697番 地先	86	-	護岸	中種子町の一部	住宅地	既存施設の損傷・劣化等を把握し、計画的な維持又は修繕を実施する。	・護岸については、波浪による堤体前面の洗掘、堤体内の空洞化等について定期的に点検・評価を実施し、必要に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。		
	20	中山漁港海岸 野間地区	水	熊毛郡中種子町野間地先	228	+4.7	護岸	中種子町の一部	森林	既存施設の損傷・劣化等を把握し、計画的な維持又は修繕を実施する。	・護岸については、施設の損傷・劣化等の変状について定期的に点検・評価を実施し、変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。		
	21	中種子海岸 熊野地区	農	熊毛郡中種子町板井浜崎5647番地～5545 番地	900	+4.2	堤防	中種子町の一部	住宅地、農用地、 その他(養殖場)	既存施設の損傷・劣化等を把握し、計画的な維持又は修繕を実施する。	・堤防については、波浪による堤体前面の洗掘、堤体内の空洞化等について定期的に点検・評価を実施し、必要に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。		
	22	熊野漁港海岸 熊野地区	水	熊毛郡中種子町熊野地先	1,598	+4.5	堤防・護岸・突 堤	西之表市の一部	住宅地, 農地	既存施設の損傷・劣化等を把握し、計画的な維持又は修繕を実施する。	・堤防については、波浪による堤体前面の洗掘、堤体内の空洞化等について定期的に点検・評価を実施し、必要に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。 ・護岸・突堤については、波浪による堤体前面の洗掘、堤体内の空洞化、施設の損傷・劣化等の変状について定期的に点検・評価を実施し、必要に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。		

注) 記載にあたっては、旧海岸法第23条「海岸保全施設の整備基本計画」の作成要領等を参考とした。  
 注) 「海岸保全施設の維持又は修繕に関する事項」については海岸法施行令第1条の2第1項第2号口に定める。  
 注) 施設規模(計画：2100年時点)の計画天端高は、気候変動を踏まえた2100年時点の外力をもとに算出した代表海岸の概算値である。  
 注) 表の記載内容は、今後必要に応じて変更する可能性がある。

表 海岸保全施設整備の種類、規模、配置及び受益の地域

ゾーン名	区域番号	地区	所管	配置		施設規模 (計画：2100年時点) 計画天端高 T.P. (m)	施設規模 (計画：2100年時点) 計画天端高 T.P. (m)	種類	受益の地域		整備の方向性	維持又は修繕の方法	備考 (施設の更新があった場合等記載)	
				区	域				延長 (m)	計画天端高 T.P. (m)				地域
種子島ゾーン	23	南種子海岸 浜田地区	水管理	熊毛郡南種子町大字平山字嵐シ502-2番地 ～熊毛郡南種子町大字平山字川尻塩入 807番地	75	+5.0 +5.0	+2.2～5.1 (嵩上げ高最大0.4m) 本数値は代表箇所のものである	護岸	南種子町の一部	森林	既存施設の損傷・劣化等を把握し、計画的な維持又は修繕を実施する。	・護岸については、施設の損傷・劣化等の変状について定期的に点検・評価を実施し、変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。		
	24	浜田漁港海岸 浜田地区	水	熊毛郡南種子町平山地先	67	+4.2		護岸	南種子町の一部	住宅地、農地	既存施設の損傷・劣化等を把握し、計画的な維持又は修繕を実施する。	・護岸については、施設の損傷・劣化等の変状について定期的に点検・評価を実施し、変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。		
	25	広田港海岸 西・南地区	港	熊毛郡南種子町大字平山字大町塩入2563番地地先(広田港西地区海岸) 熊毛郡南種子町大字平山字阿武鋤2725番地地先(広田港南地区海岸)	555	-		護岸	南種子町の一部	その他	背後地への越波・飛沫の被害を防止するため、施設を改良し、必要な防護機能を確保する。	・護岸については、波浪による堤体前面の洗掘、堤体内の空洞化等について定期的に点検・評価を実施し、必要に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。		
	26	竹崎漁港海岸 竹崎地区	水	熊毛郡南種子町荃永地先	55	+5.2		護岸	南種子町の一部	住宅地、農地、森林	既存施設の損傷・劣化等を把握し、計画的な維持又は修繕を実施する。	・護岸については、施設の損傷・劣化等の変状について定期的に点検・評価を実施し、変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。		
	27	門倉港海岸 門倉地区	港	熊毛郡南種子町大字西之字関野7198番地先	-	-		-	南種子町の一部	その他	-	-		
	28	下西目漁港海岸 下西目地区	水	熊毛郡南種子町西之地先	-	-		-	南種子町の一部	公共用地、森林	-	-		
	29	田尻港海岸 田尻地区	港	熊毛郡南種子町大字西之字高田6391番地先	58	-		護岸	南種子町の一部	その他	既存施設の損傷・劣化等を把握し、計画的な維持又は修繕を実施する。	・護岸については、波浪による堤体前面の洗掘、堤体内の空洞化等について定期的に点検・評価を実施し、必要に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。		
	30	砂坂漁港海岸 砂坂地区	水	熊毛郡南種子町西之地先	129	+4.2		護岸、胸壁	南種子町の一部	公共用地、森林	既存施設の損傷・劣化等を把握し、計画的な維持又は修繕を実施する。	・護岸、胸壁については、施設の損傷・劣化等の変状について定期的に点検・評価を実施し、変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。		
	31	南種子海岸 西之地区	水管理	熊毛郡南種子町大字西之字六郎畑3206番地 ～熊毛郡南種子町大字西之字大路中野 3197番地	58	+5.0 +5.0		堤防	南種子町の一部	住宅地、農用地	既存施設の損傷・劣化等を把握し、計画的な維持又は修繕を実施する。	・堤防については、波浪による堤体前面の洗掘、堤体内の空洞化等について定期的に点検・評価を実施し、必要に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。		
	32	大川漁港海岸 大川地区	水	熊毛郡南種子町西之地先	1,574	+3.7		護岸	南種子町の一部	住宅地、公共用地	既存施設の損傷・劣化等を把握し、計画的な維持又は修繕を実施する。	・護岸については、施設の損傷・劣化等の変状について定期的に点検・評価を実施し、変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。		
	33	南種子海岸 中之上地区	水管理	熊毛郡南種子町大字中之上字朝山3910の1番地 ～熊毛郡南種子町大字島間字苦労田1459の1番地	915	+5.0 +5.0		堤防・消波堤	南種子町の一部	住宅地、農用地、その他	既存施設の損傷・劣化等を把握し、計画的な維持又は修繕を実施する。	・堤防については、波浪による堤体前面の洗掘、堤体内の空洞化等について定期的に点検・評価を実施し、必要に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。 ・消波堤については、波浪による堤体前面の洗掘や堤体ブロックの移動・散乱・沈下等について、定期的に点検・評価を実施し、必要に応じてブロックの補充等による適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。		
	34	州崎漁港海岸 牛野地区	水	熊毛郡南種子町島間字苦労田地先	319	+4.7		護岸	南種子町の一部	住宅地、公共用地	既存施設の損傷・劣化等を把握し、計画的な維持又は修繕を実施する。	・護岸については、施設の損傷・劣化等の変状について定期的に点検・評価を実施し、変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。		
	35	島間港海岸 西地区	港	熊毛郡南種子町島間65番地先の4号	424	-		堤防・護岸	南種子町の一部	住宅地、工業地、農用地、森林、その他	背後地への越波・飛沫の被害を防止するため、施設を改良し、必要な防護機能を確保する。	・堤防については、波浪による堤体前面の洗掘、堤体内の空洞化等について定期的に点検・評価を実施し、必要に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。 ・護岸については、波浪による堤体前面の洗掘、堤体内の空洞化等について定期的に点検・評価を実施し、必要に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。		
	36	島間港海岸 東地区	港	熊毛郡南種子町島間あ713番地の1号	183	-		護岸	南種子町の一部	住宅地、工業地、農用地、森林、その他	背後地への越波・飛沫の被害を防止するため、施設を改良し、必要な防護機能を確保する。	・護岸については、波浪による堤体前面の洗掘、堤体内の空洞化等について定期的に点検・評価を実施し、必要に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。		
	37	南種子海岸 島間地区	水管理	熊毛郡南種子町大字島間字古苗代5313の1番地 ～熊毛郡南種子町大字島間字島間5230番地	1,201	+5.0 +5.0		堤防・消波堤	南種子町の一部	住宅地、農用地、その他	既存施設の損傷・劣化等を把握し、計画的な維持又は修繕を実施する。	・護岸・堤防については、波浪による堤体前面の洗掘、堤体内の空洞化、施設の損傷・劣化等の変状について定期的に点検・評価を実施し、必要に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。 ・消波堤については、波浪による堤体前面の洗掘や堤体ブロックの移動・散乱・沈下等について、定期的に点検・評価を実施し、必要に応じてブロックの補充等による適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。		
	38	梶潟漁港海岸 坂井地区	水	熊毛郡中種子町大字坂井地先	138 138 138	+4.3		護岸	中種子町の一部	住宅地、農地	既存施設の損傷・劣化等を把握し、計画的な維持又は修繕を実施する。	・護岸については、施設の損傷・劣化等の変状について定期的に点検・評価を実施し、変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。		
	39	中種子海岸 梶潟地区	水管理	熊毛郡中種子町大字坂井字下切辺98の1番地 ～熊毛郡中種子町大字坂井字立中峯315番地	361	+5.0 +5.0		堤防・消波堤	中種子町の一部	住宅地、農用地、その他	既存施設の損傷・劣化等を把握し、計画的な維持又は修繕を実施する。	・堤防については、波浪による堤体前面の洗掘、堤体内の空洞化等について定期的に点検・評価を実施し、必要に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。 ・消波堤については、波浪による堤体前面の洗掘や堤体ブロックの移動・散乱・沈下等について、定期的に点検・評価を実施し、必要に応じてブロックの補充等による適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。		
40	屋久津港海岸 屋久津地区	港	熊毛郡中種子町大字坂井字長岡1005番地地先	36	-	護岸	中種子町の一部	住宅地	既存施設の損傷・劣化等を把握し、計画的な維持又は修繕を実施する。	・護岸については、波浪による堤体前面の洗掘、堤体内の空洞化等について定期的に点検・評価を実施し、必要に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。				
41	中種子海岸 坂井地区	水管理	熊毛郡中種子町大字坂井字長園1005番地 ～熊毛郡中種子町大字坂井字長園970の1番地	485	+5.0	護岸・堤防・防波堤	中種子町の一部	住宅地、農用地、その他	既存施設の損傷・劣化等を把握し、計画的な維持又は修繕を実施する。	・護岸・堤防については、波浪による堤体前面の洗掘、堤体内の空洞化、施設の損傷・劣化等の変状について定期的に点検・評価を実施し、必要に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。				

注) 記載にあたっては、旧海岸法第23条「海岸保全施設の整備基本計画」の作成要領等を参考とした。  
 注) 「海岸保全施設の維持又は修繕に関する事項」については海岸法施行令第1条の2第1項第2号口に定める。  
 注) 施設規模(計画：2100年時点)の計画天端高は、気候変動を踏まえた2100年時点の外力をもとに算出した代表海岸の概算値である。  
 注) 表の記載内容は、今後必要に応じて変更する可能性がある。

表 海岸保全施設整備の種類、規模、配置及び受益の地域

ゾーン名	区域番号	地区	所管	配 置		施設規模 (計画:2100年時点) 計画天端高 T.P. (m)	種 類	受益の地域		整備の方向性	維持又は修繕の方法	備 考 (施設の更新があつた場合等記載)
				区 域	施 設			地 域	状 況			
				地 名	延長 (m)	計画天端高 T.P. (m)						
種子島 ゾーン	42	中種子海岸 浜津脇地区	水管理	熊毛郡中種子町大字納官字竹之川4511番地 ～熊毛郡中種子町大字納官字田中5419の2番地	1,049	+5.0 +5.0	+2.2～5.1 (嵩上げ高最大0.4m) 本数値は代表箇所のも のである	堤防・消波堤	中種子町の一部	住宅地、その他	既存施設の損傷・劣化等を把握し、計画的な維持又は修繕を実施する。	・堤防については、波浪による堤体前面の洗掘、堤体内の空洞化、施設の損傷・劣化等の変状について定期的に点検・評価を実施し、必要に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。 ・消波堤については、波浪による堤体前面の洗掘や堤体ブロックの移動・散乱・沈下等について、定期的に点検・評価を実施し、必要に応じてブロックの補充等による適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。
	43	浜津脇海岸 浜津脇地区	港	熊毛郡中種子町浜津脇6152の2番地先	636	-		堤防	中種子町の一部	住宅地	既存施設の損傷・劣化等を把握し、計画的な維持又は修繕を実施する。	・堤防については、波浪による堤体前面の洗掘、堤体内の空洞化等について定期的に点検・評価を実施し、必要に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。
	44	中種子海岸 牧川地区	水管理	熊毛郡中種子町大字納官字平石5473の4番地 ～熊毛郡中種子町大字牧川字村之園1149の1番地	587	+5.0 +5.0		堤防・消波堤	中種子町の一部	住宅地、農用地、その他	既存施設の損傷・劣化等を把握し、計画的な維持又は修繕を実施する。	・堤防については、波浪による堤体前面の洗掘、堤体内の空洞化、施設の損傷・劣化等の変状について定期的に点検・評価を実施し、必要に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。 ・消波堤については、波浪による堤体前面の洗掘や堤体ブロックの移動・散乱・沈下等について、定期的に点検・評価を実施し、必要に応じてブロックの補充等による適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。
	45	牧川港海岸 北・南地区	港	熊毛郡中種子町大字牧川字村ノ園1147の2番地地先	377	-		護岸	中種子町の一部	住宅地、農用地	既存施設の損傷・劣化等を把握し、計画的な維持又は修繕を実施する。	・護岸については、波浪による堤体前面の洗掘、堤体内の空洞化等について定期的に点検・評価を実施し、必要に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。
	46	西之表海岸 深川地区	水管理	西之表市字坂之下7875番地 ～西之表市字御開7008番地の1	389	+5.0 +5.0		堤防・消波堤	西之表市の一部	住宅地、農用地、その他	既存施設の損傷・劣化等を把握し、計画的な維持又は修繕を実施する。	・堤防については、波浪による堤体前面の洗掘、堤体内の空洞化等について定期的に点検・評価を実施し、必要に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。 ・消波堤については、波浪による堤体前面の洗掘や堤体ブロックの移動・散乱・沈下等について、定期的に点検・評価を実施し、必要に応じてブロックの補充等による適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。
	47	住吉漁港海岸 住吉地区	水	西之表市住吉宮田鼻地先	1,121	+4.7		堤防・胸壁	西之表市の一部	住宅地	既存施設の損傷・劣化等を把握し、計画的な維持又は修繕を実施する。	・護岸、胸壁については、施設の損傷・劣化等の変状について定期的に点検・評価を実施し、変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。
	48	能野漁港海岸 能野地区	水	熊毛郡西之表市住吉地内	839	+4.9		護岸・離岸堤・消波堤	中種子町の一部	原野	既存施設の損傷・劣化等を把握し、計画的な維持又は修繕を実施する。	・離岸堤、消波堤については、波浪による堤体前面の洗掘や堤体ブロックの移動・散乱・沈下等について、定期的に点検・評価を実施し、必要に応じてブロックの補充等による適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。 ・護岸については、波浪による堤体前面の洗掘、堤体内の空洞化等について定期的に点検・評価を実施し、必要に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。
	49	西之表海岸 能野地区	水管理	西之表市大字住吉字上塩屋1258の7番地 ～西之表市大字住吉字猪木3の12番地	434	+5.0 +3.0		堤防	西之表市の一部	住宅地、農用地	既存施設の損傷・劣化等を把握し、計画的な維持又は修繕を実施する。	・堤防については、波浪による堤体前面の洗掘、堤体内の空洞化等について定期的に点検・評価を実施し、必要に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。
	50	西之表港海岸 南地区	港	西之表市西之表番屋地先	271	-		堤防・護岸・消波堤	西之表市の一部	住宅地、その他	既存施設の損傷・劣化等を把握し、計画的な維持又は修繕を実施する。	・堤防・護岸については、波浪による堤体前面の洗掘、堤体内の空洞化等について定期的に点検・評価を実施し、必要に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。
	51	西之表港海岸 南地区(城ヶ浜・天神)地区	港	西之表市西之表番屋地先	1,629	-		堤防・護岸・突堤・離岸堤	西之表市の一部	住宅地、その他	既存施設の損傷・劣化等を把握し、計画的な維持又は修繕を実施する。	・離岸堤、突堤については、波浪による堤体前面の洗掘や堤体ブロックの移動・散乱・沈下等について、定期的に点検・評価を実施し、必要に応じてブロックの補充等による適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。 ・堤防・護岸については、波浪による堤体前面の洗掘、堤体内の空洞化等について定期的に点検・評価を実施し、必要に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。
	52	西之表港海岸 北地区(洲之崎)地区	港	西之表市西之表春日地先	751	-		堤防・護岸	西之表市の一部	住宅地、その他	既存施設の損傷・劣化等を把握し、計画的な維持又は修繕を実施する。	・堤防・護岸については、波浪による堤体前面の洗掘、堤体内の空洞化等について定期的に点検・評価を実施し、必要に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。
	53	西之表海岸 花里地区	水管理	西之表市大字西之表字鉄砲場1917-2番地 ～西之表市大字西之表字濱ノ田656番地	1,153	+5.0 +5.0		堤防・護岸・離岸堤・消波堤	西之表市の一部	住宅地、森林	既存施設の損傷・劣化等を把握し、計画的な維持又は修繕を実施する。	・護岸については、施設の損傷・劣化等の変状について定期的に点検・評価を実施し、変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。 ・堤防については、波浪による堤体前面の洗掘、堤体内の空洞化、施設の損傷・劣化等の変状について定期的に点検・評価を実施し、必要に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。 ・離岸堤、消波堤については、波浪による堤体前面の洗掘や堤体ブロックの移動・散乱・沈下等について、定期的に点検・評価を実施し、必要に応じてブロックの補充等による適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。
	54	西之表海岸 大崎地区	水管理	西之表市大字西之表字塩屋1番地 ～西之表市大字西之表字塩屋36番地	150	+5.0 +5.0		堤防	西之表市の一部	住宅地、公共施設、その他	既存施設の損傷・劣化等を把握し、計画的な維持又は修繕を実施する。	・堤防については、波浪による堤体前面の洗掘、堤体内の空洞化等について定期的に点検・評価を実施し、必要に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。
	55	大久保港海岸 大久保地区	港	西之表市大字国上2329番地先	331	-		護岸・離岸堤	西之表市の一部	住宅地	既存施設の損傷・劣化等を把握し、計画的な維持又は修繕を実施する。	・護岸については、波浪による堤体前面の洗掘、堤体内の空洞化等について定期的に点検・評価を実施し、必要に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。 ・離岸堤については、波浪による堤体前面の洗掘や堤体ブロックの移動・散乱・沈下等について、定期的に点検・評価を実施し、必要に応じてブロックの補充等による適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。
56	浦田漁港海岸 浦田地区	水	西之表市国上地先	323	+4.7	堤防・護岸	西之表市の一部	住宅地	既存施設の損傷・劣化等を把握し、計画的な維持又は修繕を実施する。	・護岸については、施設の損傷・劣化等の変状について定期的に点検・評価を実施し、変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。 ・堤防については、波浪による堤体前面の洗掘、堤体内の空洞化、施設の損傷・劣化等の変状について定期的に点検・評価を実施し、必要に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。		
57	葉山漁港海岸 葉山地区	水	西之表市馬毛島地先	142	+4.2	護岸	西之表市の一部	住宅地、森林	既存施設の損傷・劣化等を把握し、計画的な維持又は修繕を実施する。	・護岸については、施設の損傷・劣化等の変状について定期的に点検・評価を実施し、変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。		

注)記載にあたっては、旧海岸法第23条「海岸保全施設の整備基本計画」の作成要領等を参考とした。  
注)「海岸保全施設の維持又は修繕に関する事項」については海岸法施行令第1条の2第1項第2号口に定める。  
注)施設規模(計画:2100年時点)の計画天端高は、気候変動を踏まえた2100年時点の外力をもとに算出した代表海岸の概算値である。  
注)表の記載内容は、今後必要に応じ変更する可能性がある。

表 海岸保全施設整備の種類、規模、配置及び受益の地域

ゾーン名	区域番号	地区	所管	配置		施設規模 (計画：2100年時点) 計画天端高 T.P. (m)	種類	受益の地域		整備の方向性	維持又は修繕の方法	備考 (施設の更新があった場合等記載)
				区 域	地名			延長 (m)	計画天端高 T.P. (m)			
屋久島 ゾーン	58	志戸子漁港海岸 志戸子地区	水	熊毛郡屋久島町志戸子字尾田川西地先	259	+4.6	+2.2～5.7 (嵩上げ高最大1.2m) 本数値は代表箇所のも のである	護岸	屋久島町の一部	住宅地、公共用地	既存施設の損傷・劣化等を把握し、計画的な維持又は修繕を実施する。	・護岸については、施設の損傷・劣化等の変状について定期的に点検・評価を実施し、変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。
	59	上屋久海岸 志戸子地区	水管理	熊毛郡屋久島町志戸子字川向下1286番5～熊毛郡屋久島町志戸子字津森山1289番3	386	+5.2 +5.2		堤防・突堤・離岸堤	屋久島の一部	住宅地、森林	既存施設の損傷・劣化等を把握し、計画的な維持又は修繕を実施する。	・堤防については、波浪による堤体前面の洗掘、堤体内の空洞化等について定期的に点検・評価を実施し、必要に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。 ・突堤・離岸堤については、波浪による堤体前面の洗掘や堤体ブロックの移動・散乱・沈下等について、定期的に点検・評価を実施し、必要に応じてブロックの補充等による適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。
	60	宮之浦港海岸 宮之浦地区	港	熊毛郡屋久島町大字宮之浦字宮之浦火之上2445の7番地地先	770	-		護岸・離岸堤	屋久島町の一部	住宅地、森林	既存施設の損傷・劣化等を把握し、計画的な維持又は修繕を実施する。	・護岸については、施設の損傷・劣化等の変状について定期的に点検・評価を実施し、変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。 ・離岸堤については、波浪による堤体前面の洗掘や堤体ブロックの移動・散乱・沈下等について、定期的に点検・評価を実施し、必要に応じてブロックの補充等による適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。
	61	楠川港海岸 楠川地区	港	熊毛郡屋久島町楠川字新町26番地先	136	-		護岸	屋久島町の一部	住宅地、農地	既存施設の損傷・劣化等を把握し、計画的な維持又は修繕を実施する。	・護岸については、波浪による堤体前面の洗掘、堤体内の空洞化等について定期的に点検・評価を実施し、必要に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。
	62	上屋久海岸 楠川地区	水管理	熊毛郡屋久島町楠川字仲町86番地～熊毛郡屋久島町楠川字日利崎1391番地	1,221	+5.2 +5.2		堤防・離岸堤・人工リーフ	屋久島の一部	住宅地、農用地、その他	既存施設の損傷・劣化等を把握し、計画的な維持又は修繕を実施する。	・堤防については、波浪による堤体前面の洗掘、堤体内の空洞化等について定期的に点検・評価を実施し、必要に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。 ・離岸堤については、波浪による堤体前面の洗掘や堤体ブロックの移動・散乱・沈下等について、定期的に点検・評価を実施し、必要に応じてブロックの補充等による適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。 ・人工リーフについては、被覆ブロックの散乱や波浪による堤体前面の洗掘、堤体内の空洞化等について定期的に点検・評価を実施し、必要に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。
	63	榑川港海岸 榑川地区	港	熊毛郡屋久島町楠川字榑川1480番地先	-	-		-	屋久島町の一部	その他	-	-
	64	屋久島海岸 榑川地区	農	屋久島町楠川字榑川1523の1番地1～小瀬田字黒崎下1471の6番地	473	+5.2		堤防・突堤	屋久島町の一部	住宅地、農用地、その他	既存施設の損傷・劣化等を把握し、計画的な維持又は修繕を実施する。	・堤防や突堤については、波浪による堤体前面の洗掘、堤体内の空洞化等について定期的に点検・評価を実施し、必要に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。また、樋門についても、施設の損傷・劣化等の変状について定期的に点検・評価を実施し、変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。
	65	小瀬田漁港海岸 小瀬田地区	水	熊毛郡屋久島町小瀬田字組の下地先	-	-		-	屋久島町の一部	原野	-	-
	66	上屋久海岸 小瀬田地区	水管理	熊毛郡屋久島町小瀬田字老坂ノ下1415番地の15地先～熊毛郡屋久島町小瀬田字女川288番地地先	-	-		-	屋久島の一部	-	-	-
	67	安房港海岸 安房地区	港	熊毛郡屋久島町大字安房新町国有林107番地地先	810	-		護岸	屋久島町の一部	住宅地、森林	既存施設の損傷・劣化等を把握し、計画的な維持又は修繕を実施する。	・護岸については、波浪による堤体前面の洗掘、堤体内の空洞化等について定期的に点検・評価を実施し、必要に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。
	68	屋久島海岸 春田浜地区	水管理	熊毛郡屋久島町安房字春田2400番327～熊毛郡屋久島町安房字春田2400番273	385	+5.2 +5.2		堤防	屋久島の一部	養殖場	既存施設の損傷・劣化等を把握し、計画的な維持又は修繕を実施する。	・堤防については、波浪による堤体前面の洗掘、堤体内の空洞化等について定期的に点検・評価を実施し、必要に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。
	69	原漁港海岸 原地区	水	熊毛郡屋久島町大字原尾路地先	30	+3.4		胸壁	屋久島町の一部	住宅地、農地	既存施設の損傷・劣化等を把握し、計画的な維持又は修繕を実施する。	・胸壁については、施設の損傷・劣化等の変状について定期的に点検・評価を実施し、変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。
	70	湯泊港海岸 湯泊地区	港	熊毛郡屋久島町大字湯泊字浜道74番地先	139	-		護岸	屋久島町の一部	住宅地	既存施設の損傷・劣化等を把握し、計画的な維持又は修繕を実施する。	・護岸については、波浪による堤体前面の洗掘、堤体内の空洞化等について定期的に点検・評価を実施し、必要に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。
	71	中間港海岸 中間地区	港	熊毛郡屋久島町大字中間字平野883番の23地先	410	-		護岸	屋久島町の一部	住宅地	既存施設の損傷・劣化等を把握し、計画的な維持又は修繕を実施する。	・護岸については、波浪による堤体前面の洗掘、堤体内の空洞化等について定期的に点検・評価を実施し、必要に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。
	72	栗生港海岸 栗生地区	港	熊毛郡屋久島町栗生下野826の4番地先	440	-		護岸・突堤	屋久島町の一部	住宅地	既存施設の損傷・劣化等を把握し、計画的な維持又は修繕を実施する。	・護岸については、波浪による堤体前面の洗掘、堤体内の空洞化等について定期的に点検・評価を実施し、必要に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。
73	栗生漁港海岸 栗生地区	水	熊毛郡屋久島町大字栗生字宮原地先	167	+2.9	護岸	屋久島町の一部	住宅地、農地、森林	既存施設の損傷・劣化等を把握し、計画的な維持又は修繕を実施する。	・護岸については、波浪による堤体前面の洗掘、堤体内の空洞化等について定期的に点検・評価を実施し、必要に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。		
74	上屋久永田港海岸 西・東地区	港	熊毛郡屋久島町永田字ガタ4120番地	-	-	-	屋久島町の一部	その他	既存施設の損傷・劣化等を把握し、計画的な維持又は修繕を実施する。	-		
75	吉田漁港海岸 吉田地区	水	熊毛郡屋久島町吉田字下向地先	96	+5.2	堤防	屋久島町の一部	住宅地、農地	既存施設の損傷・劣化等を把握し、計画的な維持又は修繕を実施する。	・堤防については、施設の損傷・劣化等の変状について定期的に点検・評価を実施し、変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。		

注) 記載にあたっては、旧海岸法第23条「海岸保全施設の整備基本計画」の作成要領等を参考とした。  
 注) 「海岸保全施設の維持又は修繕に関する事項」については海岸法施行令第1条の2第1項第2号口に定める。  
 注) 施設規模(計画：2100年時点)の計画天端高は、気候変動を踏まえた2100年時点の外力をもとに算出した代表海岸の概算値である。  
 注) 表の記載内容は、今後必要に応じ変更する可能性がある。

表 海岸保全施設整備の種類、規模、配置及び受益の地域

ゾーン名	区域番号	地区	所管	配置		施設規模 (計画：2100年時点) 計画天端高 T.P. (m)	種類	受益の地域		整備の方向性	維持又は修繕の方法	備考 (施設の更新があった場合等記載)
				区 域 地 名	延長 (m)			計画天端高 T.P. (m)	地 域			
屋久島ゾーン	76	一湊漁港海岸 一湊地区	水	熊毛郡屋久島町一湊字松山地先	180	+5.2	+2.2～5.7 (嵩上げ高最大1.2m) 本数値は代表箇所のものである	護岸・離岸堤	屋久島町の一部	住宅地、農地	既存施設の損傷・劣化等を把握し、計画的な維持又は修繕を実施する。	・護岸については、施設の損傷・劣化等の変状について定期的に点検・評価を実施し、変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。 ・離岸堤については、波浪による堤体前面の洗掘や堤体ブロックの移動・散乱・沈下等について、定期的に点検・評価を実施し、必要に応じてブロックの補充等による適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。
	77	岩屋泊港海岸 岩屋泊地区	港	熊毛郡屋久島町口永良部島宇倉崎223の1番地先	-	-		-	屋久島町の一部	その他	-	-
	78	湯向港海岸 湯向地区	港	熊毛郡屋久島町口永良部島湯向1756番の1地先	-	-		-	屋久島町の一部	その他	-	-
	79	口永良部漁港海岸 口永良部地区	水	熊毛郡屋久島町口永良部地先	900	+6.9		護岸	屋久島町の一部	住宅地	既存施設の損傷・劣化等を把握し、計画的な維持又は修繕を実施する。	・護岸については、施設の損傷・劣化等の変状について定期的に点検・評価を実施し、変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。
奄美ゾーン	80	笠利海岸 用地区	水管理	奄美市笠利町大字用字石原350番地 ～奄美市笠利町大字用字金久1番地	792	+4.3 +4.3	+2.0～5.6 (嵩上げ高最大1.3m) 本数値は代表箇所のものである	護岸	奄美市の一部	住宅地、農用地、その他	既存施設の損傷・劣化等を把握し、計画的な維持又は修繕を実施する。	・護岸については、施設の損傷・劣化等の変状について定期的に点検・評価を実施し、変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。
	81	笠利町海岸 用地区	農	奄美市笠利町大字用安良川1746～大字笠利小濱316	545	+6.3		護岸(傾斜)	笠利町の一部	農用地、住宅地	老朽化した既存施設の補修、改良をすることにより、必要な防護機能を確保し背後地の浸水被害防止を図る。	・施設の損傷・劣化等の変状について定期的に点検・評価を実施し、変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。
	82	大笠利港海岸 大笠利地区	港	奄美市笠利町大字笠利字富城1番地地先	579	-		護岸・離岸堤	奄美市の一部	住宅地、農用地、その他	奄美群島国定公園に指定されており、海域環境や景観に配慮しながら、背後地への越波・飛沫の被害を防止するため、必要な防護機能を確保する。	・護岸については、波浪による堤体前面の洗掘、堤体内の空洞化等について定期的に点検・評価を実施し、必要に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。 ・離岸堤については、波浪による堤体前面の洗掘や堤体ブロックの移動・散乱・沈下等について、定期的に点検・評価を実施し、必要に応じてブロックの補充等による適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。
	83	笠利海岸 辺留地区	水管理	奄美市笠利町大字辺留字留窪88番地 ～奄美市笠利町大字辺留字港金久159番地	1,423	+4.3 +4.3		護岸・堤防・離岸堤・消波堤	奄美市の一部	住宅地、農用地、その他	既存施設の損傷・劣化等を把握し、計画的な維持又は修繕を実施する。	・護岸・堤防については、波浪による堤体前面の洗掘、堤体内の空洞化、施設の損傷・劣化等の変状について定期的に点検・評価を実施し、必要に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。 ・消波堤・離岸堤については、波浪による堤体前面の洗掘や堤体ブロックの移動・散乱・沈下等について、定期的に点検・評価を実施し、必要に応じてブロックの補充等による適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。
	84	笠利町海岸 崎原地区	農	奄美市笠利町大字須野アヤマル738～大字笠利アヤマル707	320	+6.2		護岸(傾斜)	笠利町の一部	農用地、住宅地	老朽化した既存施設の補修、改良をすることにより、必要な防護機能を確保し背後地の浸水被害防止を図る。	・施設の損傷・劣化等の変状について定期的に点検・評価を実施し、変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。
	85	宇宿漁港海岸 宇宿地区	水	奄美市笠利町大字宇宿地先	335	+5.8		護岸	奄美市の一部	住宅地、公共用地	既存施設の損傷・劣化等を把握し、計画的な維持又は修繕を実施する。	・護岸については、施設の損傷・劣化等の変状について定期的に点検・評価を実施し、変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。
	86	笠利海岸 和野地区	水管理	奄美市笠利町大字和野字有雲317番地 ～奄美市笠利町大字節田字ヨフタ1920番地	1,079	+4.3 +4.3		護岸・離岸堤	奄美市の一部	住宅地、農用地、その他	既存施設の損傷・劣化等を把握し、計画的な維持又は修繕を実施する。	・護岸については、施設の損傷・劣化等の変状について定期的に点検・評価を実施し、変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。 ・離岸堤については、波浪による堤体前面の洗掘や堤体ブロックの移動・散乱・沈下等について、定期的に点検・評価を実施し、必要に応じてブロックの補充等による適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。
	87	笠利海岸 節田地区	水管理	奄美市笠利町大字節田字小泊1625番地 ～奄美市笠利町大字節田字港金久1720番地	742	+4.3 +4.3		護岸・突堤	奄美市の一部	住宅地、農用地、その他	既存施設の損傷・劣化等を把握し、計画的な維持又は修繕を実施する。	・護岸・突堤については、波浪による堤体前面の洗掘、堤体内の空洞化、施設の損傷・劣化等の変状について定期的に点検・評価を実施し、必要に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。
	88	笠利海岸 土浜地区	水管理	奄美市笠利町大字節田字立神1554番地 ～奄美市笠利町大字平字杖過原1260番地	324	+4.3 +4.3		護岸・消波堤	奄美市の一部	住宅地、農用地、その他	既存施設の損傷・劣化等を把握し、計画的な維持又は修繕を実施する。	・護岸については、施設の損傷・劣化等の変状について定期的に点検・評価を実施し、変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。 ・消波堤については、波浪による堤体前面の洗掘や堤体ブロックの移動・散乱・沈下等について、定期的に点検・評価を実施し、必要に応じてブロックの補充等による適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。
	89	笠利海岸 用安地区	水管理	奄美市笠利町大字用安字脇之浜1009番地 ～奄美市笠利町大字用安字神の子1307番地	1,605	+4.3 +4.3		護岸・離岸堤	奄美市の一部	住宅地、農用地、その他	既存施設の損傷・劣化等を把握し、計画的な維持又は修繕を実施する。	・護岸については、波浪による堤体前面の洗掘、堤体内の空洞化、施設の損傷・劣化等の変状について定期的に点検・評価を実施し、必要に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。 ・離岸堤については、被覆ブロックの散乱や波浪による堤体前面の洗掘、堤体内の空洞化等について定期的に点検・評価を実施し、必要に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。
	90	戸口港海岸 前浜地区	港	大島郡龍郷町大字戸口字前浜8番地内1号	146	-		護岸	龍郷町の一部	住宅地、農地	既存施設の損傷・劣化等を把握し、計画的な維持又は修繕を実施する。	・護岸については、波浪による堤体前面の洗掘、堤体内の空洞化等について定期的に点検・評価を実施し、必要に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。
	91	戸口港海岸 前川地区	港	大島郡龍郷町大字戸口字前川3235番地内2号	-	-		-	龍郷町の一部	住宅地、農地	既存施設の損傷・劣化等を把握し、計画的な維持又は修繕を実施する。	
	92	戸口港海岸 阿羅久地区	港	大島郡龍郷町大字戸口字阿羅久3257番地内3号	-	-		-	龍郷町の一部	住宅地、農地	既存施設の損傷・劣化等を把握し、計画的な維持又は修繕を実施する。	
93	小湊(三方)漁港 海岸 小湊(三方)地区	水	奄美市名瀬大字小湊地先	962	+6.3	堤防・護岸・離岸堤	奄美市の一部	住宅地、森林	既存施設の損傷・劣化等を把握し、計画的な維持又は修繕を実施する。	・護岸、堤防については、施設の損傷・劣化等の変状について定期的に点検・評価を実施し、変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。 ・離岸堤については、波浪による堤体前面の洗掘や堤体ブロックの移動・散乱・沈下等について、定期的に点検・評価を実施し、必要に応じてブロックの補充等による適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。		

注) 記載にあたっては、旧海岸法第23条「海岸保全施設の整備基本計画」の作成要領等を参考とした。  
 注) 「海岸保全施設の維持又は修繕に関する事項」については海岸法施行令第1条の2第1項第2号に定める。  
 注) 施設規模(計画：2100年時点)の計画天端高は、気候変動を踏まえた2100年時点の外力をもとに算出した代表海岸の概算値である。  
 注) 表の記載内容は、今後必要に応じて変更する可能性がある。

表 海岸保全施設整備の種類、規模、配置及び受益の地域

ゾーン名	区域番号	地区	所管	配 置		施設規模 (計画：2100年時点) 計画天端高 T.P. (m)	種 類	受益の地域		整備の方向性	維持又は修繕の方法	備 考 (施設の更新があつた場合等記載)
				区 域	施設規模			地 域	状 況			
		地 名		延長 (m)	計画天端高 T.P. (m)							
奄 美 ゾ ー ン	94	和瀬漁港海岸 和瀬地区	水	奄美市住用町大字和瀬地先	165	+5.2	護岸	奄美市の一部	住宅地, 農地	既存施設の損傷・劣化等を把握し, 計画的な維持又は修繕を実施する。	・護岸については, 波浪による堤体前面の洗掘, 堤体内の空洞化等について定期的に点検・評価を実施し, 必要に応じて長寿命化を図るなど, 適切な維持・修繕に努め, 施設の機能を確保する。	
	95	住用村海岸 小和瀬地区	農	奄美市住用村大字城字小和瀬1358～1363	256	+7.0	潜堤	住用村の一部	農用地	老朽化した既存施設の補修, 改良をすることにより, 必要な防護機能を確保し背後地の浸水被害防止を図る。	・施設の損傷・劣化等の変状について定期的に点検・評価を実施し, 変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど, 適切な維持・修繕に努め, 施設の機能を確保する。	
	96	住用海岸 城地区	水管理	奄美市住用町城字脇ノト73番地 ～奄美市住用町城字金久514番地	801	+5.8 +5.8	護岸・人工リーフ	奄美市の一部	住宅地, その他	既存施設の損傷・劣化等を把握し, 計画的な維持又は修繕を実施する。	・護岸については, 波浪による堤体前面の洗掘, 堤体内の空洞化等について定期的に点検・評価を実施し, 必要に応じて長寿命化を図るなど, 適切な維持・修繕に努め, 施設の機能を確保する。 ・人工リーフについては, 被覆ブロックの散乱や波浪による堤体前面の洗掘, 堤体内の空洞化等について定期的に点検・評価を実施し, 必要に応じて長寿命化を図るなど, 適切な維持・修繕に努め, 施設の機能を確保する。	
	97	山間港海岸 山間地区	港	奄美市住用町大字山間字代山691の2番地先	866	-	堤防・護岸	奄美市の一部	住宅地, 農地	既存施設の損傷・劣化等を把握し, 計画的な維持又は修繕を実施する。	・護岸については, 施設の損傷・劣化等の変状について定期的に点検・評価を実施し, 変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど, 適切な維持・修繕に努め, 施設の機能を確保する。 ・堤防については, 波浪による堤体前面の洗掘, 堤体内の空洞化, 施設の損傷・劣化等の変状について定期的に点検・評価を実施し, 必要に応じて長寿命化を図るなど, 適切な維持・修繕に努め, 施設の機能を確保する。	
	98	山間港海岸 戸玉地区	港	奄美市住用町大字山間字松里498番地先	180	-	堤防	奄美市の一部	住宅地, 農地	既存施設の損傷・劣化等を把握し, 計画的な維持又は修繕を実施する。	・堤防については, 波浪による堤体前面の洗掘, 堤体内の空洞化, 施設の損傷・劣化等の変状について定期的に点検・評価を実施し, 必要に応じて長寿命化を図るなど, 適切な維持・修繕に努め, 施設の機能を確保する。	
	99	山間港海岸 市地区	港	奄美市住用町大字金久田987番地先	463	-	護岸・離岸堤	奄美市の一部	住宅地, 農地	既存施設の損傷・劣化等を把握し, 計画的な維持又は修繕を実施する。	・護岸については, 波浪による堤体前面の洗掘, 堤体内の空洞化等について定期的に点検・評価を実施し, 必要に応じて長寿命化を図るなど, 適切な維持・修繕に努め, 施設の機能を確保する。 ・離岸堤については, 波浪による堤体前面の洗掘や堤体ブロックの移動・散乱・沈下等について, 定期的に点検・評価を実施し, 必要に応じてブロックの補充等による適切な維持・修繕に努め, 施設の機能を確保する。	
	100	瀬戸内海岸 嘉徳海岸	水管理	大島郡瀬戸内町大字嘉徳中里地先	-	-	護岸・養浜	瀬戸内町の一部	住宅地, 農用地, その他	海岸侵食の被害を防止するため, 必要な防護機能を確保する。		
	101	瀬戸内町海岸 網野子地区	農	大島郡瀬戸内町大字網野子字小濱41～1	376	+3.5	護岸(傾斜・階段)	瀬戸内町の一部	農用地	老朽化した既存施設の補修, 改良をすることにより, 必要な防護機能を確保し背後地の浸水被害防止を図る。	・施設の損傷・劣化等の変状について定期的に点検・評価を実施し, 変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど, 適切な維持・修繕に努め, 施設の機能を確保する。	
	102	瀬戸内海岸 網野子地区	水管理	大島郡瀬戸内町大字網野子字小濱2番地 ～大島郡瀬戸内町大字網野子字内畑260番地	390	+1.0 +4.3 +4.0	離岸堤 堤防 突堤	瀬戸内町の一部	住宅地, 農用地, その他	背後地に対する越波・飛沫の被害を防止するため, 必要な防護機能を確保する。	・堤防については, 波浪による堤体前面の洗掘, 堤体内の空洞化等について定期的に点検・評価を実施し, 必要に応じて長寿命化を図るなど, 適切な維持・修繕に努め, 施設の機能を確保する。 ・突堤については, 波浪による堤体前面の洗掘や堤体ブロックの移動・散乱・沈下等について, 定期的に点検・評価を実施し, 必要に応じてブロックの補充等による適切な維持・修繕に努め, 施設の機能を確保する。 ・離岸堤については, 被覆ブロックの散乱や波浪による堤体前面の洗掘, 堤体内の空洞化等について定期的に点検・評価を実施し, 必要に応じて長寿命化を図るなど, 適切な維持・修繕に努め, 施設の機能を確保する。	
	103	瀬戸内海岸 勝浦地区	水管理	大島郡瀬戸内町大字勝浦字下からま14番地 ～大島郡瀬戸内町大字勝浦字金久原205番地	390	+4.3 +4.3	堤防	瀬戸内町の一部	住宅地, 農用地, 公共施設, その他	既存施設の損傷・劣化等を把握し, 計画的な維持又は修繕を実施する。	・堤防については, 波浪による堤体前面の洗掘, 堤体内の空洞化等について定期的に点検・評価を実施し, 必要に応じて長寿命化を図るなど, 適切な維持・修繕に努め, 施設の機能を確保する。	
	104	瀬戸内海岸 阿木名地区	水管理	大島郡瀬戸内町大字阿木名字羽妻2216番地8 ～大島郡瀬戸内町大字阿木名字芝道47番地	977	+4.8 +4.8	堤防・護岸・離岸堤・人工リーフ	瀬戸内町の一部	住宅地, 公共施設, その他	背後地に対する越波・飛沫の被害を防止するため, 必要な防護機能を確保する。	・堤防・護岸については, 波浪による堤体前面の洗掘, 堤体内の空洞化, 施設の損傷・劣化等の変状について定期的に点検・評価を実施し, 必要に応じて長寿命化を図るなど, 適切な維持・修繕に努め, 施設の機能を確保する。 ・離岸堤・人工リーフについては, 被覆ブロックの散乱や波浪による堤体前面の洗掘, 堤体内の空洞化等について定期的に点検・評価を実施し, 必要に応じて長寿命化を図るなど, 適切な維持・修繕に努め, 施設の機能を確保する。	
	105	瀬戸内町海岸 伊須地区	農	大島郡瀬戸内町大字伊須字津根32番地	821	+4.5	堤防(傾斜)	瀬戸内町の一部	住宅地, 農用地, その他	既存施設の損傷・劣化等を把握し, 計画的な維持又は修繕を実施する。	・施設の損傷・劣化等の変状について定期的に点検・評価を実施し, 変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど, 適切な維持・修繕に努め, 施設の機能を確保する。	
	106	瀬戸内町海岸 大崩地区	農	大島郡瀬戸内町蘇刈字名護長40番地～大崩1番地	263	+4.5	堤防(傾斜)	瀬戸内町の一部	住宅地, 農用地, その他	既存施設の損傷・劣化等を把握し, 計画的な維持又は修繕を実施する。	・施設の損傷・劣化等の変状について定期的に点検・評価を実施し, 変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど, 適切な維持・修繕に努め, 施設の機能を確保する。	
	107	古仁屋港海岸 清水地区	港	大島郡瀬戸内町清水腰浜原1番地地先	627	-	堤防	瀬戸内町の一部	住宅地, 工業地, 農用地, その他	奄美群島国定公園に指定されており, 海域環境や景観に配慮しながら, 海辺に近づきやすい利便性の高い海岸整備を図る。	・堤防については, 波浪による堤体前面の洗掘, 堤体内の空洞化等について定期的に点検・評価を実施し, 必要に応じて長寿命化を図るなど, 適切な維持・修繕に努め, 施設の機能を確保する。	
108	古仁屋漁港海岸 古仁屋地区	水	大島郡瀬戸内町古仁屋字下間原地先	1,444	+2.0	護岸	瀬戸内町の一部	住宅地, 公共用地	既存施設の損傷・劣化等を把握し, 計画的な維持又は修繕を実施する。	・護岸については, 施設の損傷・劣化等の変状について定期的に点検・評価を実施し, 変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど, 適切な維持・修繕に努め, 施設の機能を確保する。		
109	古仁屋港海岸 須手地区	港	大島郡瀬戸内町大字手安宮田の久原893番地地先	484	-	堤防	瀬戸内町の一部	住宅地, 商業業務地, その他	奄美群島国定公園に指定されており, 海域環境や景観に配慮しながら, 海辺に近づきやすい利便性の高い海岸整備を図る。	・堤防については, 波浪による堤体前面の洗掘, 堤体内の空洞化等について定期的に点検・評価を実施し, 必要に応じて長寿命化を図るなど, 適切な維持・修繕に努め, 施設の機能を確保する。		
110	古仁屋港海岸 手安地区	港	大島郡瀬戸内町手安小手原5番地 ～手安田下原693の2番地	667	-	堤防・護岸	瀬戸内町の一部	住宅地, 工業地, 農用地	奄美群島国定公園に指定されており, 海域環境や景観に配慮しながら, 海辺に近づきやすい利便性の高い海岸整備を図る。	・堤防・護岸については, 波浪による堤体前面の洗掘, 堤体内の空洞化, 施設の損傷・劣化等の変状について定期的に点検・評価を実施し, 必要に応じて長寿命化を図るなど, 適切な維持・修繕に努め, 施設の機能を確保する。		

注) 記載にあたっては, 旧海岸法第23条「海岸保全施設の整備基本計画」の作成要領等を参考とした。  
 注) 「海岸保全施設の維持又は修繕に関する事項」については海岸法施行令第1条の2第1項第2号口に定める。  
 注) 施設規模(計画:2100年時点)の計画天端高は, 気候変動を踏まえた2100年時点の外力をもとに算出した代表海岸の概算値である。  
 注) 表の記載内容は, 今後必要に応じて変更する可能性がある。

表 海岸保全施設整備の種類、規模、配置及び受益の地域

ゾーン名	区域番号	地区	所管	配置		施設規模 (計画：2100年時点) 計画天端高 T.P. (m)	種 類	受益の地域		整備の方向性	維持又は修繕の方法	備 考 (施設の更新があつた場合等記載)
				区 域	施設規模			地 域	状 況			
				地 名	延長 (m)	計画天端高 T.P. (m)						
奄 美 ゾ ーン	111	古仁屋港海岸 久根津地区	港	大島郡瀬戸内町久根津外浜原1番地 ～浦原1090の3番地	581	-	+2.0～5.6 (嵩上げ高最大1.3m) 本数値は代表箇所のも のである	護岸	瀬戸内町の一部	住宅地、農用地、 その他	奄美群島国定公園に指定されており、海域 環境や景観に配慮しながら、海辺に近づき やすい利便性の高い海岸整備を図る。	・護岸については、波浪による堤体前面の洗掘、堤体内の空洞化等について 定期的に点検・評価を実施し、必要に応じて長寿命化を図るなど、適切な維 持・修繕に努め、施設の機能を確保する。
	112	古仁屋港海岸 油井地区	港	大島郡瀬戸内町油井タンマの4番地地先	594	-		護岸	瀬戸内町の一部	住宅地、農用地	奄美群島国定公園に指定されており、海域 環境や景観に配慮しながら、海辺に近づき やすい利便性の高い海岸整備を図る。	・護岸については、波浪による堤体前面の洗掘、堤体内の空洞化等について 定期的に点検・評価を実施し、必要に応じて長寿命化を図るなど、適切な維 持・修繕に努め、施設の機能を確保する。
	113	瀬戸内町海岸 白浜地区	農	大島郡瀬戸内町大字阿室釜字大勝原613 番地	291	+3.5		堤防	瀬戸内町の一部	住宅地、農用地、 その他	老朽化した既存施設の補修、改良をすること により、必要な防護機能を確保し背後地 の浸水被害防止を図る。	・施設の損傷・劣化等の変状について定期的に点検・評価を実施し、変状の 発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕 に努め、施設の機能を確保する。
	114	篠川港海岸 篠川地区	港	大島郡瀬戸内町大字篠川地先	931	-		護岸	瀬戸内町の一部	住宅地、農地	既存施設の損傷・劣化等を把握し、計画的 な維持又は修繕を実施する。	・護岸については、波浪による堤体前面の洗掘、堤体内の空洞化等について 定期的に点検・評価を実施し、必要に応じて長寿命化を図るなど、適切な維 持・修繕に努め、施設の機能を確保する。
	115	瀬戸内海岸 伊目地区	水管理	大島郡瀬戸内町大字久慈字長崎1番地の7 ～大島郡瀬戸内町大字久慈字ノミマガリ 133番地	243	+2.5 +2.5		堤防・護岸	瀬戸内町の一部	住宅地、公共施設、 その他	既存施設の損傷・劣化等を把握し、計画的 な維持又は修繕を実施する。	・堤防・護岸については、波浪による堤体前面の洗掘、堤体内の空洞化、施 設の損傷・劣化等の変状について定期的に点検・評価を実施し、必要に応じ て長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。
	116	久慈漁港海岸 久慈地区	水	大島郡瀬戸内町久慈地先	188	+2.8		護岸	瀬戸内町の一部	住宅地、農地	既存施設の損傷・劣化等を把握し、計画的 な維持又は修繕を実施する。	・護岸については、波浪による堤体前面の洗掘、堤体内の空洞化等について 定期的に点検・評価を実施し、必要に応じて長寿命化を図るなど、適切な維 持・修繕に努め、施設の機能を確保する。
	117	花天漁港海岸 花天地区	水	大島郡瀬戸内町花天地先	190	+2.8		護岸	瀬戸内町の一部	住宅地	既存施設の損傷・劣化等を把握し、計画的 な維持又は修繕を実施する。	・護岸については、波浪による堤体前面の洗掘、堤体内の空洞化等について 定期的に点検・評価を実施し、必要に応じて長寿命化を図るなど、適切な維 持・修繕に努め、施設の機能を確保する。
	118	管鈍港海岸 管鈍地区	港	大島郡瀬戸内町大字管鈍地先	509	-		護岸・離岸堤	瀬戸内町の一部	住宅地、その他	奄美群島国定公園に指定されており、海域 環境や景観に配慮しながら、背後地への越 波・飛沫の被害を防止するため、面的防護 方式による必要な防護機能を確保する。	・離岸堤については、波浪による堤体前面の洗掘や堤体ブロックの移動・散 乱・沈下等について、定期的に点検・評価を実施し、必要に応じてブロック の補充等による適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。 ・護岸については、波浪による堤体前面の洗掘、堤体内の空洞化等について 定期的に点検・評価を実施し、必要に応じて長寿命化を図るなど、適切な維 持・修繕に努め、施設の機能を確保する。
	119	瀬戸内海岸 管鈍地区	水管理	大島郡瀬戸内町大字管鈍地先	184	+4.8 +4.7		護岸・離岸堤	瀬戸内町の一部	住宅地、農用地	背後地に対する越波・飛沫の被害を防止す るため、必要な防護機能を確保する。	・離岸堤については、波浪による堤体前面の洗掘や堤体ブロックの移動・散 乱・沈下等について、定期的に点検・評価を実施し、必要に応じてブロック の補充等による適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。 ・護岸については、波浪による堤体前面の洗掘、堤体内の空洞化等について 定期的に点検・評価を実施し、必要に応じて長寿命化を図るなど、適切な維 持・修繕に努め、施設の機能を確保する。
	120	西古見漁港海岸 西古見地区	水	大島郡瀬戸内町西古見地先	744	+4.8		護岸、胸壁、消 波堤	瀬戸内町の一部	住宅地、農地	既存施設の損傷・劣化等を把握し、計画的 な維持又は修繕を実施する。	・護岸、胸壁については、施設の損傷・劣化等の変状について定期的に点 検・評価を実施し、変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図 るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。 ・消波堤については、波浪による堤体前面の洗掘や堤体ブロックの移動・散 乱・沈下等について、定期的に点検・評価を実施し、必要に応じてブロック の補充等による適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。
	121	実久漁港海岸 実久地区	水	大島郡瀬戸内町実久地先	232	+2.82		護岸	瀬戸内町の一部	住宅地、農地	既存施設の損傷・劣化等を把握し、計画的 な維持又は修繕を実施する。	・護岸については、波浪による堤体前面の洗掘、堤体内の空洞化等について 定期的に点検・評価を実施し、必要に応じて長寿命化を図るなど、適切な維 持・修繕に努め、施設の機能を確保する。
	122	芝漁港海岸 芝地区	水	大島郡瀬戸内町芝地先	385	+3.8		護岸、胸壁	瀬戸内町の一部	住宅地、農地	既存施設の損傷・劣化等を把握し、計画的 な維持又は修繕を実施する。	・護岸、胸壁については、施設の損傷・劣化等の変状について定期的に点 検・評価を実施し、変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図 るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。
	123	瀬戸内海岸 薩川地区	水管理	大島郡瀬戸内町大字薩川字小川原118番 地～大島郡瀬戸内町大字薩川字大勝原768 の1番地	550	+2.8 +1.4		堤防・護岸・突 堤	瀬戸内町の一部	住宅地、公共施設、 その他	既存施設の損傷・劣化等を把握し、計画的 な維持又は修繕を実施する。	・護岸・堤防・突堤については、波浪による堤体前面の洗掘、堤体内の空洞 化、施設の損傷・劣化等の変状について定期的に点検・評価を実施し、必要 に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保 する。
	124	加計呂麻港海岸 瀬武地区	港	大島郡瀬戸内町大字瀬武253番地先	531	-		護岸	瀬戸内町の一部	住宅地、農地	既存施設の損傷・劣化等を把握し、計画的 な維持又は修繕を実施する。	・護岸については、波浪による堤体前面の洗掘、堤体内の空洞化等について 定期的に点検・評価を実施し、必要に応じて長寿命化を図るなど、適切な維 持・修繕に努め、施設の機能を確保する。
	125	瀬戸内海岸 知之浦地区	水管理	大島郡瀬戸内町大字武名字前田原560番 地の2～大島郡瀬戸内町大字武名字前田原598 番地	335	+2.8 +2.8		堤防・護岸・突 堤	瀬戸内町の一部	住宅地、農用地	既存施設の損傷・劣化等を把握し、計画的 な維持又は修繕を実施する。	・堤防・護岸・突堤については、波浪による堤体前面の洗掘、堤体内の空洞 化、施設の損傷・劣化等の変状について定期的に点検・評価を実施し、必要 に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保 する。
	126	加計呂麻港海岸 依地区	港	大島郡瀬戸内町大字依地先	404	-		護岸	瀬戸内町の一部	住宅地、その他	既存施設の損傷・劣化等を把握し、計画的 な維持又は修繕を実施する。	・護岸については、波浪による堤体前面の洗掘、堤体内の空洞化等について 定期的に点検・評価を実施し、必要に応じて長寿命化を図るなど、適切な維 持・修繕に努め、施設の機能を確保する。
127	加計呂麻港海岸 瀬相地区	港	大島郡瀬戸内町大字瀬相地先	1,091	-	護岸	瀬戸内町の一部	住宅地、その他	既存施設の損傷・劣化等を把握し、計画的 な維持又は修繕を実施する。	・護岸については、波浪による堤体前面の洗掘、堤体内の空洞化等について 定期的に点検・評価を実施し、必要に応じて長寿命化を図るなど、適切な維 持・修繕に努め、施設の機能を確保する。		
128	加計呂麻港海岸 押角地区	港	大島郡瀬戸内町大字押角701番地先	914	-	護岸	瀬戸内町の一部	住宅地	既存施設の損傷・劣化等を把握し、計画的 な維持又は修繕を実施する。	・護岸については、波浪による堤体前面の洗掘、堤体内の空洞化等について 定期的に点検・評価を実施し、必要に応じて長寿命化を図るなど、適切な維 持・修繕に努め、施設の機能を確保する。		
129	古仁屋港海岸 勝能・伊佐根 久地区	港	大島郡瀬戸内町勝能青尻原1024番地先	2,395	-	堤防・護岸	瀬戸内町の一部	住宅地、農地	既存施設の損傷・劣化等を把握し、計画的 な維持又は修繕を実施する。	・堤防・護岸については、波浪による堤体前面の洗掘、堤体内の空洞化等 について定期的に点検・評価を実施し、必要に応じて長寿命化を図るなど、適 切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。		
130	古仁屋港海岸 諸敷地区	港	大島郡瀬戸内町諸敷下尻原105番地先	771	-	堤防	瀬戸内町の一部	住宅地、農地	既存施設の損傷・劣化等を把握し、計画的 な維持又は修繕を実施する。	・堤防については、波浪による堤体前面の洗掘、堤体内の空洞化等について 定期的に点検・評価を実施し、必要に応じて長寿命化を図るなど、適切な維 持・修繕に努め、施設の機能を確保する。		

注) 記載にあたっては、旧海岸法第23条「海岸保全施設の整備基本計画」の作成要領等を参考とした。  
 注) 「海岸保全施設の維持又は修繕に関する事項」については海岸法施行令第1条の2第1項第2号口に定める。  
 注) 施設規模(計画：2100年時点)の計画天端高は、気候変動を踏まえた2100年時点の外力をもとに算出した代表海岸の概算値である。  
 注) 表の記載内容は、今後必要に応じて変更する可能性がある。

表 海岸保全施設整備の種類、規模、配置及び受益の地域

ゾーン名	区域番号	地区	所管	配 置		施設規模 (計画：2100年時点) 計画天端高 T.P. (m)	種 類	受益の地域		整備の方向性	維持又は修繕の方法	備 考 (施設の更新があつた場合等記載)
				区 域	施 設			地 域	状 況			
				地 名	延長 (m)	計画天端高 T.P. (m)						
奄 美 ゾ ーン	131	古仁屋港海岸 生間地区	港	大島郡瀬戸内町生間脇浜原322番地先	847	-	+2.0~5.6 (嵩上げ高最大1.3m) 本数値は代表箇所のも のである	堤防	瀬戸内町の一部	住宅地, 農地	既存施設の損傷・劣化等を把握し, 計画的な維持又は修繕を実施する。	・堤防については, 波浪による堤体前面の洗掘, 堤体内の空洞化等について定期的に点検・評価を実施し, 必要に応じて長寿命化を図るなど, 適切な維持・修繕に努め, 施設の機能を確保する。
	132	古仁屋港海岸 安脚場地区	港	大島郡瀬戸内町大字安脚場地先	669	-		堤防・消波堤	瀬戸内町の一部	道路, 住宅地, 農地	海岸侵食の被害を防止するため, 必要な防護機能を確保する。	・護岸, 防潮堤については, 波浪による堤体前面の洗掘, 堤体内の空洞化等について定期的に点検・評価を実施し, 必要に応じて長寿命化を図るなど, 適切な維持・修繕に努め, 施設の機能を確保する。
	133	諸鈍漁港海岸 諸鈍地区	水	大島郡瀬戸内町諸鈍地先	688	+4.3		護岸	瀬戸内町の一部	住宅地, 農地	既存施設の損傷・劣化等を把握し, 計画的な維持又は修繕を実施する。	・護岸については, 波浪による堤体前面の洗掘, 堤体内の空洞化等について定期的に点検・評価を実施し, 必要に応じて長寿命化を図るなど, 適切な維持・修繕に努め, 施設の機能を確保する。
	134	瀬戸内海岸 野見山地区	水管理	大島郡瀬戸内町大字野見山字落水原581番地 ～大島郡瀬戸内町大字野見山字秋徳秋原15番地	491	+4.8 +4.8		堤防・護岸	瀬戸内町の一部	住宅地, その他	既存施設の損傷・劣化等を把握し, 計画的な維持又は修繕を実施する。	・堤防・護岸については, 波浪による堤体前面の洗掘, 堤体内の空洞化, 施設の損傷・劣化等の変状について定期的に点検・評価を実施し, 必要に応じて長寿命化を図るなど, 適切な維持・修繕に努め, 施設の機能を確保する。
	135	秋徳漁港海岸 秋徳地区	水	大島郡瀬戸内町秋徳地先	307	+4.8		護岸	瀬戸内町の一部	住宅地, 農地	既存施設の損傷・劣化等を把握し, 計画的な維持又は修繕を実施する。	・護岸については, 波浪による堤体前面の洗掘, 堤体内の空洞化等について定期的に点検・評価を実施し, 必要に応じて長寿命化を図るなど, 適切な維持・修繕に努め, 施設の機能を確保する。
	136	瀬戸内町海岸 秋徳地区	農	大島郡瀬戸内町大字秋徳字丸田1124番地 ～脇田1341番地	325	+3.8		堤防	瀬戸内町の一部	住宅地, 農用地, その他	既存施設の損傷・劣化等を把握し, 計画的な維持又は修繕を実施する。	・施設の損傷・劣化等の変状について定期的に点検・評価を実施し, 変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど, 適切な維持・修繕に努め, 施設の機能を確保する。
	137	瀬戸内町海岸 神ノ子地区	農	大島郡瀬戸内町大字秋徳字散1360番地～1376番地	369	+4.5		堤防・突堤	瀬戸内町の一部	住宅地, 農用地, その他	既存施設の損傷・劣化等を把握し, 計画的な維持又は修繕を実施する。	・施設の損傷・劣化等の変状について定期的に点検・評価を実施し, 変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど, 適切な維持・修繕に努め, 施設の機能を確保する。
	138	瀬戸内海岸 於齊地区	水管理	大島郡瀬戸内町大字於齊字イケダ原652番地 ～大島郡瀬戸内町大字於齊字里原518番地	273	+3.6 +3.6		堤防	瀬戸内町の一部	住宅地, 農用地, 公 共施設, その他	既存施設の損傷・劣化等を把握し, 計画的な維持又は修繕を実施する。	・堤防については, 波浪による堤体前面の洗掘, 堤体内の空洞化等について定期的に点検・評価を実施し, 必要に応じて長寿命化を図るなど, 適切な維持・修繕に努め, 施設の機能を確保する。
	139	加計呂麻港海岸 伊子茂地区	港	大島郡瀬戸内町大字伊子茂白熊原1番地先	644	-		護岸	瀬戸内町の一部	住宅地, 農地	既存施設の損傷・劣化等を把握し, 計画的な維持又は修繕を実施する。	・護岸については, 波浪による堤体前面の洗掘, 堤体内の空洞化等について定期的に点検・評価を実施し, 必要に応じて長寿命化を図るなど, 適切な維持・修繕に努め, 施設の機能を確保する。
	140	瀬戸内海岸 花富地区	水管理	大島郡瀬戸内町大字花富字脇原10番地 ～大島郡瀬戸内町大字花富字川内原867番地	498	+4.8 +4.8		堤防・突堤・離 岸堤	瀬戸内町の一部	住宅地, 農用地, そ の他	既存施設の損傷・劣化等を把握し, 計画的な維持又は修繕を実施する。	・堤防・突堤については, 波浪による堤体前面の洗掘, 堤体内の空洞化, 施設の損傷・劣化等の変状について定期的に点検・評価を実施し, 必要に応じて長寿命化を図るなど, 適切な維持・修繕に努め, 施設の機能を確保する。 ・消波堤については, 波浪による堤体前面の洗掘や堤体ブロックの移動・散乱・沈下等について, 定期的に点検・評価を実施し, 必要に応じてブロックの補充等による適切な維持・修繕に努め, 施設の機能を確保する。
	141	加計呂麻港海岸 西阿室地区 (ワキン原)	港	大島郡瀬戸内町西阿室地内	536	-		護岸	瀬戸内町の一部	住宅地, その他	海岸侵食の被害を防止するため, 必要な防護機能を確保するとともに, 海辺に近づきやすいよう利便性の高い海岸整備を図る。	・護岸, 防潮堤については, 波浪による堤体前面の洗掘, 堤体内の空洞化等について定期的に点検・評価を実施し, 必要に応じて長寿命化を図るなど, 適切な維持・修繕に努め, 施設の機能を確保する。
	142	瀬戸内海岸 須子茂地区	水管理	大島郡瀬戸内町大字須子茂字金久原126番地 ～大島郡瀬戸内町大字須子茂字里原13番地	449	+4.8 +4.8		堤防・護岸	瀬戸内町の一部	住宅地, 公共施設, その他	既存施設の損傷・劣化等を把握し, 計画的な維持又は修繕を実施する。	・堤防・護岸については, 波浪による堤体前面の洗掘, 堤体内の空洞化, 施設の損傷・劣化等の変状について定期的に点検・評価を実施し, 必要に応じて長寿命化を図るなど, 適切な維持・修繕に努め, 施設の機能を確保する。
	143	瀬戸内町海岸 阿多地区	農	大島郡瀬戸内町大字阿多地字反間原7番地～17番地	14	+4.5		堤防	瀬戸内町の一部	住宅地, 農用地, その他	既存施設の損傷・劣化等を把握し, 計画的な維持又は修繕を実施する。	・施設の損傷・劣化等の変状について定期的に点検・評価を実施し, 変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど, 適切な維持・修繕に努め, 施設の機能を確保する。
	144	与路港海岸 与路地区	港	大島郡瀬戸内町与路地内	597	-		護岸・離岸堤	瀬戸内町の一部	住宅地	背後地に対する越波・飛沫の被害を防止するため, 必要な防護機能を確保する。	・離岸堤については, 波浪による堤体前面の洗掘や堤体ブロックの移動・散乱・沈下等について, 定期的に点検・評価を実施し, 必要に応じてブロックの補充等による適切な維持・修繕に努め, 施設の機能を確保する。 ・護岸については, 波浪による堤体前面の洗掘, 堤体内の空洞化等について定期的に点検・評価を実施し, 必要に応じて長寿命化を図るなど, 適切な維持・修繕に努め, 施設の機能を確保する。
	145	請島港海岸 池地地区	港	大島郡瀬戸内町大字池地1316番地先	1,015	-		護岸・離岸堤	瀬戸内町の一部	住宅地	既存施設の損傷・劣化等を把握し, 計画的な維持又は修繕を実施する。	・離岸堤については, 波浪による堤体前面の洗掘や堤体ブロックの移動・散乱・沈下等について, 定期的に点検・評価を実施し, 必要に応じてブロックの補充等による適切な維持・修繕に努め, 施設の機能を確保する。 ・護岸については, 波浪による堤体前面の洗掘, 堤体内の空洞化等について定期的に点検・評価を実施し, 必要に応じて長寿命化を図るなど, 適切な維持・修繕に努め, 施設の機能を確保する。
146	請島港海岸 請阿室地区	港	大島郡瀬戸内町大字池地の大山地先	651	-	護岸・離岸堤	瀬戸内町の一部	住宅地	既存施設の損傷・劣化等を把握し, 計画的な維持又は修繕を実施する。	・離岸堤については, 波浪による堤体前面の洗掘や堤体ブロックの移動・散乱・沈下等について, 定期的に点検・評価を実施し, 必要に応じてブロックの補充等による適切な維持・修繕に努め, 施設の機能を確保する。 ・護岸については, 波浪による堤体前面の洗掘, 堤体内の空洞化等について定期的に点検・評価を実施し, 必要に応じて長寿命化を図るなど, 適切な維持・修繕に努め, 施設の機能を確保する。		
147	宇検海岸 屋鈍地区	水管理	大島郡宇検村大字屋鈍字里100番地 ～大島郡宇検村大字屋鈍字脇元542番地	454	+4.3 +4.3	堤防・離岸堤	宇検村の一部	住宅地, 農用地, そ の他	既存施設の損傷・劣化等を把握し, 計画的な維持又は修繕を実施する。	・堤防については, 波浪による堤体前面の洗掘, 堤体内の空洞化等について定期的に点検・評価を実施し, 必要に応じて長寿命化を図るなど, 適切な維持・修繕に努め, 施設の機能を確保する。 ・離岸堤については, 波浪による堤体前面の洗掘や堤体ブロックの移動・散乱・沈下等について, 定期的に点検・評価を実施し, 必要に応じてブロックの補充等による適切な維持・修繕に努め, 施設の機能を確保する。		

注) 記載にあたっては, 旧海岸法第23条「海岸保全施設の整備基本計画」の作成要領等を参考とした。  
 注) 「海岸保全施設の維持又は修繕に関する事項」については海岸法施行令第1条の2第1項第2号口に定める。  
 注) 施設規模(計画:2100年時点)の計画天端高は, 気候変動を踏まえた2100年時点の外力をもとに算出した代表海岸の概算値である。  
 注) 表の記載内容は, 今後必要に応じて変更する可能性がある。

表 海岸保全施設整備の種類、規模、配置及び受益の地域

ゾーン名	区域番号	地区	所管	配置		施設規模 (計画：2100年時点) 計画天端高 T.P. (m)	種類	受益の地域		整備の方向性	維持又は修繕の方法	備考 (施設の更新があった場合等記載)
				区名	延長 (m)			計画天端高 T.P. (m)	地域			
奄美 ゾーン	148	平田漁港海岸 平田地区	水	大島郡宇検村平田地先	938	+5.0	+2.0～5.6 (嵩上げ高最大1.3m) 本数値は代表箇所のも のである	堤防・護岸・消 波堤	宇検村の一部	住宅地、農地	既存施設の損傷・劣化等を把握し、計画的な維持又は修繕を実施する。	・護岸、堤防については、施設の損傷・劣化等の変状について定期的に点検・評価を実施し、変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。 ・消波堤については、波浪による堤体前面の洗掘や堤体ブロックの移動・散乱・沈下等について、定期的に点検・評価を実施し、必要に応じてブロックの補充等による適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。
	149	宇検村海岸 タエン地区	農	大島郡宇検村大字平田字大タエン2662番地～2743番地	598	+5.0		堤防・突堤	宇検村の一部	住宅地、農用地、その他	老朽化した既存施設の補修、改良をすることにより、必要な防護機能を確保し背後地の浸水被害防止を図る。	・施設の損傷・劣化等の変状について定期的に点検・評価を実施し、変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。
	150	宇検海岸 佐念地区	水管理	大島郡宇検村大字佐念字古里788番地～大島郡宇検村大字佐念字前田61番地の2	400	+3.3 +2.5		堤防・護岸	宇検村の一部	住宅地、農用地、その他	既存施設の損傷・劣化等を把握し、計画的な維持又は修繕を実施する。	・堤防・護岸については、波浪による堤体前面の洗掘、堤体内の空洞化、施設の損傷・劣化等の変状について定期的に点検・評価を実施し、必要に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。
	151	名柄港海岸 津代地区	港	大島郡宇検村大字名柄字津代205番地内1号	220	-		護岸	宇検村の一部	住宅地	背後地に対する越波・飛沫の被害を防止するため、必要な防護機能を確保する。	・護岸については、波浪による堤体前面の洗掘、堤体内の空洞化等について定期的に点検・評価を実施し、必要に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。
	152	名柄港海岸 大里地区	港	大島郡宇検村大字名柄字大里1237番地内1号	111	-		護岸	宇検村の一部	住宅地	背後地に対する越波・飛沫の被害を防止するため、必要な防護機能を確保する。	・護岸については、波浪による堤体前面の洗掘、堤体内の空洞化等について定期的に点検・評価を実施し、必要に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。
	153	名柄港海岸 金久田地区	港	大島郡宇検村大字名柄字金久田1263番地内1号	486	-		護岸	宇検村の一部	住宅地	背後地に対する越波・飛沫の被害を防止するため、必要な防護機能を確保する。	・護岸については、波浪による堤体前面の洗掘、堤体内の空洞化等について定期的に点検・評価を実施し、必要に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。
	154	宇検海岸 部連地区	水管理	大島郡宇検村大字部連字溝里1336の2番地～大島郡宇検村大字部連字脇田176番地	580	+4.0 +4.0		堤防・護岸	宇検村の一部	住宅地、農用地、商業施設、公共施設、その他	既存施設の損傷・劣化等を把握し、計画的な維持又は修繕を実施する。	・堤防については、波浪による堤体前面の洗掘、堤体内の空洞化等について定期的に点検・評価を実施し、必要に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。
	155	宇検村海岸 湯湾地区	農	大島郡宇検村大字湯湾字村内716-4～字中広下1458	1553	+3.5		堤防・突堤・樋 門	宇検村の一部	住宅地、農用地、その他	既存施設の損傷・劣化等を把握し、計画的な維持又は修繕を実施する。	・施設の損傷・劣化等の変状について定期的に点検・評価を実施し、変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。
	156	湯湾港海岸 湯湾地区	港	大島郡宇検村大字湯湾字村内716の4番地先	595	-		護岸	宇検村の一部	住宅地、農地	既存施設の損傷・劣化等を把握し、計画的な維持又は修繕を実施する。	・護岸については、波浪による堤体前面の洗掘、堤体内の空洞化等について定期的に点検・評価を実施し、必要に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。
	157	芦検漁港海岸 芦検地区	水	鹿児島県大島郡宇検村芦検	237	+2.8		護岸	宇検村の一部	-	-	・護岸については、波浪による堤体前面の洗掘、堤体内の空洞化等について定期的に点検・評価を実施し、必要に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。
	158	宇検海岸 芦検地区	水管理	大島郡宇検村大字芦検字高浜198番地～大島郡宇検村大字芦検字玉太志933番地	558	+2.8 +2.8		堤防・護岸	宇検村の一部	住宅地、商業施設、公共施設、その他	既存施設の損傷・劣化等を把握し、計画的な維持又は修繕を実施する。	・堤防・護岸については、波浪による堤体前面の洗掘、堤体内の空洞化、施設の損傷・劣化等の変状について定期的に点検・評価を実施し、必要に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。
	159	宇検村海岸 桁蔵地区	農	大島郡宇検村大字生勝字小カタ脇1265番地～アカタ脇1582番地	430	+4.5		堤防	宇検村の一部	住宅地、農用地、その他	既存施設の損傷・劣化等を把握し、計画的な維持又は修繕を実施する。	・施設の損傷・劣化等の変状について定期的に点検・評価を実施し、変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。
	160	宇検海岸 生勝地区	水管理	大島郡宇検村大字生勝字脇田218番地～大島郡宇検村大字生勝字皆久当111番地	340	+3.8 +3.8		堤防・護岸・突 堤	宇検村の一部	住宅地、農用地、公共施設、その他	既存施設の損傷・劣化等を把握し、計画的な維持又は修繕を実施する。	・堤防・護岸・突堤については、波浪による堤体前面の洗掘、堤体内の空洞化、施設の損傷・劣化等の変状について定期的に点検・評価を実施し、必要に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。
	161	宇検海岸 久志地区	水管理	大島郡宇検村大字久志字磯平399番地～大島郡宇検村大字久志字浜田5の2番地	270	+3.5 +2.7		堤防・護岸・突堤・ 消波堤	宇検村の一部	住宅地、農用地、公共施設、その他	既存施設の損傷・劣化等を把握し、計画的な維持又は修繕を実施する。	・堤防・護岸・突堤については、波浪による堤体前面の洗掘、堤体内の空洞化、施設の損傷・劣化等の変状について定期的に点検・評価を実施し、必要に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。 ・消波堤については、波浪による堤体前面の洗掘や堤体ブロックの移動・散乱・沈下等について、定期的に点検・評価を実施し、必要に応じてブロックの補充等による適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。
	162	宇検漁港海岸 宇検地区	水	大島郡宇検村宇検地先	868	+4.5		護岸	宇検村の一部	住宅地	既存施設の損傷・劣化等を把握し、計画的な維持又は修繕を実施する。	・護岸については、波浪による堤体前面の洗掘、堤体内の空洞化等について定期的に点検・評価を実施し、必要に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。
	163	宇検村海岸 長浜地区	農	大島郡宇検村大字久志長浜1488番地～1516番地	-	-		-	宇検村の一部	住宅地、農用地、その他	既存施設の損傷・劣化等を把握し、計画的な維持又は修繕を実施する。	・施設の損傷・劣化等の変状について定期的に点検・評価を実施し、変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。
164	宇検村海岸 池間地区	農	大島郡宇検村大字久志字ウクシ1350番地～トハラ1480番地	-	-	-	宇検村の一部	住宅地、農用地、その他	既存施設の損傷・劣化等を把握し、計画的な維持又は修繕を実施する。	・施設の損傷・劣化等の変状について定期的に点検・評価を実施し、変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。		
165	今里漁港海岸 今里地区	水	大島郡大和村今里地先	1,327	+4.5	護岸・離岸堤	大和村の一部	住宅地、農地	既存施設の損傷・劣化等を把握し、計画的な維持又は修繕を実施する。	・護岸については、施設の損傷・劣化等の変状について定期的に点検・評価を実施し、変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。 ・離岸堤については、波浪による堤体前面の洗掘や堤体ブロックの移動・散乱・沈下等について、定期的に点検・評価を実施し、必要に応じてブロックの補充等による適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。		

注) 記載にあたっては、旧海岸法第23条「海岸保全施設の整備基本計画」の作成要領等を参考とした。  
 注) 「海岸保全施設の維持又は修繕に関する事項」については海岸法施行令第1条の2第1項第2号に定める。  
 注) 施設規模(計画：2100年時点)の計画天端高は、気候変動を踏まえた2100年時点の外力をもとに算出した代表海岸の概算値である。  
 注) 表の記載内容は、今後必要に応じて変更する可能性がある。

表 海岸保全施設整備の種類、規模、配置及び受益の地域

ゾーン名	区域番号	地区	所管	配置		施設規模 (計画：2100年時点) 計画天端高 T.P. (m)	種類	受益の地域		整備の方向性	維持又は修繕の方法	備考 (施設の更新があった場合等記載)
				区名	延長 (m)			地域	状況			
奄美ゾーン	166	大和海岸 志戸勘地区	水管理	大島郡大和村大字志戸勘字港102番地 ～大島郡大和村大字志戸勘字塩浜502番地	484	+4.3 +4.3	護岸・消波堤	大和村の一部	住宅地, その他	既存施設の損傷・劣化等を把握し, 計画的な維持又は修繕を実施する。	・堤防については, 波浪による堤体前面の洗掘, 堤体内の空洞化等について定期的に点検・評価を実施し, 必要に応じて長寿命化を図るなど, 適切な維持・修繕に努め, 施設の機能を確保する。 ・消波堤については, 波浪による堤体前面の洗掘や堤体ブロックの移動・散乱・沈下等について, 定期的に点検・評価を実施し, 必要に応じてブロックの補充等による適切な維持・修繕に努め, 施設の機能を確保する。	
	167	名音漁港海岸 名音地区	水	大島郡大和村名音地先	419	+4.8	護岸・消波堤	大和村の一部	住宅地, 農地	既存施設の損傷・劣化等を把握し, 計画的な維持又は修繕を実施する。	・護岸については, 施設の損傷・劣化等の変状について定期的に点検・評価を実施し, 変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど, 適切な維持・修繕に努め, 施設の機能を確保する。 ・消波堤については, 波浪による堤体前面の洗掘や堤体ブロックの移動・散乱・沈下等について, 定期的に点検・評価を実施し, 必要に応じてブロックの補充等による適切な維持・修繕に努め, 施設の機能を確保する。	
	168	大和村海岸 徳浜地区	農	大島郡大和村大字戸円字森1922番地～名音崎山21番地	165	+5.5	堤防 (傾斜)	大和村の一部	住宅地, 農用地, その他	既存施設の損傷・劣化等を把握し, 計画的な維持又は修繕を実施する。	・施設の損傷・劣化等の変状について定期的に点検・評価を実施し, 変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど, 適切な維持・修繕に努め, 施設の機能を確保する。	
	169	大和村海岸 ヒエン地区	農	大島郡大和村大字戸円字ヒエン1691番地 ～福地1903番地	-	-	-	大和村の一部	住宅地, 農用地, その他	既存施設の損傷・劣化等を把握し, 計画的な維持又は修繕を実施する。	・施設の損傷・劣化等の変状について定期的に点検・評価を実施し, 変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど, 適切な維持・修繕に努め, 施設の機能を確保する。	
	170	大和海岸 大金久地区	水管理	大島郡大和村大字大金久字前田294番地 ～大島郡大和村大字大金久字脇田25番地	420	+4.3 +4.3 +0.8	護岸 突堤 人工リーフ	大和村の一部	住宅地, 農用地, その他	背後地に対する越波・飛沫の被害を防止するため, 必要な防護機能を確保する。	・堤防・突堤については, 波浪による堤体前面の洗掘, 堤体内の空洞化, 施設の損傷・劣化等の変状について定期的に点検・評価を実施し, 必要に応じて長寿命化を図るなど, 適切な維持・修繕に努め, 施設の機能を確保する。 ・人工リーフについては, 被覆ブロックの散乱や波浪による堤体前面の洗掘, 堤体内の空洞化等について定期的に点検・評価を実施し, 必要に応じて長寿命化を図るなど, 適切な維持・修繕に努め, 施設の機能を確保する。	
	171	大和港海岸 大棚地区	港	大島郡大和村大棚田55番地 ～大棚浜の屋18番地	970	-	護岸	大和村の一部	住宅地, 農用地, その他	埋立地を含む背後地への越波・飛沫の被害を防止するため, 必要な防護機能を確保するとともに, 海岸に近づきやすい利便性の高い海岸整備を図る。	・護岸については, 波浪による堤体前面の洗掘, 堤体内の空洞化等について定期的に点検・評価を実施し, 必要に応じて長寿命化を図るなど, 適切な維持・修繕に努め, 施設の機能を確保する。	
	172	大和港海岸 大和浜地区	港	大島郡大和村大字大和浜51番地24号	248	-	護岸	大和村の一部	住宅地, 工業地, 農用地	埋立地を含む背後地への越波・飛沫の被害を防止するため, 必要な防護機能を確保するとともに, 海岸に近づきやすい利便性の高い海岸整備を図る。	・護岸については, 波浪による堤体前面の洗掘, 堤体内の空洞化等について定期的に点検・評価を実施し, 必要に応じて長寿命化を図るなど, 適切な維持・修繕に努め, 施設の機能を確保する。	
	173	大和港海岸 津名久思勝地区	港	大島郡大和村大字津名久字白浜66の2番地内14号	717	-	堤防・護岸	大和村の一部	住宅地, 工業地, 農用地	埋立地を含む背後地への越波・飛沫の被害を防止するため, 必要な防護機能を確保するとともに, 海岸に近づきやすい利便性の高い海岸整備を図る。	・堤防・護岸については, 波浪による堤体前面の洗掘, 堤体内の空洞化, 施設の損傷・劣化等の変状について定期的に点検・評価を実施し, 必要に応じて長寿命化を図るなど, 適切な維持・修繕に努め, 施設の機能を確保する。	
	174	大和港海岸 津名久赤井地区	港	大島郡大和村大字津名久字宝田630番地内1号	505	-	堤防・護岸	大和村の一部	住宅地, 工業地, 農用地	埋立地を含む背後地への越波・飛沫の被害を防止するため, 必要な防護機能を確保するとともに, 海岸に近づきやすい利便性の高い海岸整備を図る。	・堤防・護岸については, 波浪による堤体前面の洗掘, 堤体内の空洞化, 施設の損傷・劣化等の変状について定期的に点検・評価を実施し, 必要に応じて長寿命化を図るなど, 適切な維持・修繕に努め, 施設の機能を確保する。	
	175	大和港海岸 湯湾釜山オサ地区	港	大島郡大和村大字湯湾釜山オサ598番地33号	183	-	堤防	大和村の一部	住宅地, 工業地, 農用地	埋立地を含む背後地への越波・飛沫の被害を防止するため, 必要な防護機能を確保するとともに, 海岸に近づきやすい利便性の高い海岸整備を図る。	・堤防については, 波浪による堤体前面の洗掘, 堤体内の空洞化等について定期的に点検・評価を実施し, 必要に応じて長寿命化を図るなど, 適切な維持・修繕に努め, 施設の機能を確保する。	
	176	大和港海岸 湯湾釜国直辻地区	港	大島郡大和村大字湯湾釜国直辻3番地内29号	475	-	堤防	大和村の一部	住宅地, 工業地, 農用地	埋立地を含む背後地への越波・飛沫の被害を防止するため, 必要な防護機能を確保するとともに, 海岸に近づきやすい利便性の高い海岸整備を図る。	・堤防については, 波浪による堤体前面の洗掘, 堤体内の空洞化等について定期的に点検・評価を実施し, 必要に応じて長寿命化を図るなど, 適切な維持・修繕に努め, 施設の機能を確保する。	
	177	大和港海岸 国直地区	港	大島郡大和村大字国直字前田252番地44号	300	-	堤防・突堤	大和村の一部	住宅地, 工業地, 農用地	埋立地を含む背後地への越波・飛沫の被害を防止するため, 必要な防護機能を確保するとともに, 海岸に近づきやすい利便性の高い海岸整備を図る。	・堤防・突堤については, 波浪による堤体前面の洗掘, 堤体内の空洞化, 施設の損傷・劣化等の変状について定期的に点検・評価を実施し, 必要に応じて長寿命化を図るなど, 適切な維持・修繕に努め, 施設の機能を確保する。	
	178	大和港海岸 国直小金久地区	港	大島郡大和村大字国直字小金2557番地内41号	178	-	堤防・護岸	大和村の一部	住宅地, 工業地, 農用地	埋立地を含む背後地への越波・飛沫の被害を防止するため, 必要な防護機能を確保するとともに, 海岸に近づきやすい利便性の高い海岸整備を図る。	・堤防・護岸については, 波浪による堤体前面の洗掘, 堤体内の空洞化, 施設の損傷・劣化等の変状について定期的に点検・評価を実施し, 必要に応じて長寿命化を図るなど, 適切な維持・修繕に努め, 施設の機能を確保する。	
	179	大和港海岸 国直崎ノ浜地区	港	大島郡大和村大字国直字崎ノ浜649番地37号	203	-	護岸	大和村の一部	住宅地, 工業地, 農用地	埋立地を含む背後地への越波・飛沫の被害を防止するため, 必要な防護機能を確保するとともに, 海岸に近づきやすい利便性の高い海岸整備を図る。	・護岸については, 波浪による堤体前面の洗掘, 堤体内の空洞化等について定期的に点検・評価を実施し, 必要に応じて長寿命化を図るなど, 適切な維持・修繕に努め, 施設の機能を確保する。	
	180	名瀬海岸 根瀬部地区	水管理	奄美市名瀬根瀬部字中金久910の2番地 ～奄美市名瀬根瀬部字小金久200番地	550	+4.3 +4.3	護岸・突堤	奄美市の一部	住宅地, 農用地, 公共施設, その他	既存施設の損傷・劣化等を把握し, 計画的な維持又は修繕を実施する。	・堤防については, 波浪による堤体前面の洗掘, 堤体内の空洞化等について定期的に点検・評価を実施し, 必要に応じて長寿命化を図るなど, 適切な維持・修繕に努め, 施設の機能を確保する。 ・突堤については, 波浪による堤体前面の洗掘や堤体ブロックの移動・散乱・沈下等について, 定期的に点検・評価を実施し, 必要に応じてブロックの補充等による適切な維持・修繕に努め, 施設の機能を確保する。	
181	名瀬市海岸 知名瀬地区	農	奄美市名瀬大字知名瀬字新金久2362番地 ～平松2327番地	311	+4.5	堤防 (傾斜)	奄美市の一部	住宅地, 農用地, その他	既存施設の損傷・劣化等を把握し, 計画的な維持又は修繕を実施する。	・施設の損傷・劣化等の変状について定期的に点検・評価を実施し, 変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど, 適切な維持・修繕に努め, 施設の機能を確保する。		
182	名瀬海岸 小宿地区	水管理	奄美市名瀬平松町617番地 ～奄美市名瀬浜里町1番地	340	+3.5 +3.5	護岸・突堤	奄美市の一部	住宅地, 商業施設, 公共施設, その他	既存施設の損傷・劣化等を把握し, 計画的な維持又は修繕を実施する。	・護岸・突堤については, 波浪による堤体前面の洗掘, 堤体内の空洞化, 施設の損傷・劣化等の変状について定期的に点検・評価を実施し, 必要に応じて長寿命化を図るなど, 適切な維持・修繕に努め, 施設の機能を確保する。		
183	名瀬海岸 朝仁地区	水管理	奄美市名瀬朝仁字浜金久459番地 ～奄美市名瀬朝仁字白間368番地	499	+4.3 +4.3	護岸・突堤	奄美市の一部	住宅地	既存施設の損傷・劣化等を把握し, 計画的な維持又は修繕を実施する。	・護岸・突堤については, 波浪による堤体前面の洗掘, 堤体内の空洞化, 施設の損傷・劣化等の変状について定期的に点検・評価を実施し, 必要に応じて長寿命化を図るなど, 適切な維持・修繕に努め, 施設の機能を確保する。		

注) 記載にあたっては, 旧海岸法第23条「海岸保全施設の整備基本計画」の作成要領等を参考とした。  
 注) 「海岸保全施設の維持又は修繕に関する事項」については海岸法施行令第1条の2第1項第2号口に定める。  
 注) 施設規模 (計画: 2100年時点) の計画天端高は, 気候変動を踏まえた2100年時点の外力をもとに算出した代表海岸の概算値である。  
 注) 表の記載内容は, 今後必要に応じて変更する可能性がある。

表 海岸保全施設整備の種類、規模、配置及び受益の地域

ゾーン名	区域番号	地区	所管	配 置		施設規模 (計画：2100年時点) 計画天端高 T.P. (m)	種 類	受益の地域		整備の方向性	維持又は修繕の方法	備 考 (施設の更新があった場合等記載)
				区 域 地 名	延長 (m)			計画天端高 T.P. (m)	地 域			
奄 美 ゾ ー ン	184	名瀬港海岸 南地区(長浜)	港	奄美市名瀬長浜町地先	996	-	+2.0~5.6 (嵩上げ高最大1.3m) 本数値は代表箇所のものである	護岸・胸壁	奄美市の一部	住宅地, その他	既存施設の損傷・劣化等を把握し, 計画的な維持又は修繕を実施する。	護岸・胸壁については, 維持管理計画に基づき施設の損傷・劣化等の変状について定期的に点検・評価を実施し, 変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど, 適切な維持・修繕に努め, 施設の機能を確保する。
	185	名瀬港海岸 南地区(新港)	港	奄美市名瀬塩浜町地先	77	-		胸壁	奄美市の一部	住宅地, その他	既存施設の損傷・劣化等を把握し, 計画的な維持又は修繕を実施する。	護岸・胸壁については, 維持管理計画に基づき施設の損傷・劣化等の変状について定期的に点検・評価を実施し, 変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど, 適切な維持・修繕に努め, 施設の機能を確保する。
	186	名瀬港海岸 南地区(本港)	港	奄美市名瀬港町地先	-	-		-	奄美市の一部	住宅地, その他	既存施設の損傷・劣化等を把握し, 計画的な維持又は修繕を実施する。	護岸・胸壁については, 維持管理計画に基づき施設の損傷・劣化等の変状について定期的に点検・評価を実施し, 変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど, 適切な維持・修繕に努め, 施設の機能を確保する。
	187	名瀬港海岸 北地区(小浜)	港	奄美市名瀬小浜町地先	984	-		護岸・胸壁	奄美市の一部	住宅地, その他	既存施設の損傷・劣化等を把握し, 計画的な維持又は修繕を実施する。	護岸・胸壁については, 維持管理計画に基づき施設の損傷・劣化等の変状について定期的に点検・評価を実施し, 変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど, 適切な維持・修繕に努め, 施設の機能を確保する。
	188	名瀬港海岸 北地区(佐大熊)	港	奄美市名瀬佐大熊町地先	584	-		護岸・胸壁	奄美市の一部	住宅地, その他	既存施設の損傷・劣化等を把握し, 計画的な維持又は修繕を実施する。	護岸・胸壁については, 維持管理計画に基づき施設の損傷・劣化等の変状について定期的に点検・評価を実施し, 変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど, 適切な維持・修繕に努め, 施設の機能を確保する。
	189	大熊漁港海岸 大熊地区	水	奄美市名瀬大熊地先 奄美市名瀬鳩浜地先	426	+3.6		護岸, 胸壁, 消波堤	奄美市の一部	住宅地, 森林	既存施設の損傷・劣化等を把握し, 計画的な維持又は修繕を実施する。	・護岸, 胸壁については, 施設の損傷・劣化等の変状について定期的に点検・評価を実施し, 変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど, 適切な維持・修繕に努め, 施設の機能を確保する。 ・消波堤については, 波浪による堤体前面の洗掘や堤体ブロックの移動・散乱・沈下等について, 定期的に点検・評価を実施し, 必要に応じてブロックの補充等による適切な維持・修繕に努め, 施設の機能を確保する。
	190	名瀬海岸 有良地区	水管理	奄美市名瀬有良字川間756番地 ～奄美市名瀬有良字金久1番地	316	+4.3 +4.3		護岸・突堤	奄美市の一部	住宅地	既存施設の損傷・劣化等を把握し, 計画的な維持又は修繕を実施する。	・護岸については, 施設の損傷・劣化等の変状について定期的に点検・評価を実施し, 変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど, 適切な維持・修繕に努め, 施設の機能を確保する。 ・突堤については, 波浪による堤体前面の洗掘や堤体ブロックの移動・散乱・沈下等について, 定期的に点検・評価を実施し, 必要に応じてブロックの補充等による適切な維持・修繕に努め, 施設の機能を確保する。
	191	名瀬市海岸 芦花部地区	農	奄美市名瀬大字芦花部字金久田1番地～ 村津1788番地	438	+5.8		堤防(傾斜)	奄美市の一部	住宅地, 農用地, その他	既存施設の損傷・劣化等を把握し, 計画的な維持又は修繕を実施する。	・施設の損傷・劣化等の変状について定期的に点検・評価を実施し, 変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど, 適切な維持・修繕に努め, 施設の機能を確保する。
	192	秋名漁港海岸 嘉渡地区	水	大島郡龍郷町嘉渡地先	239 239 239	+4.3		護岸	龍郷町の一部	住宅地, 農地	既存施設の損傷・劣化等を把握し, 計画的な維持又は修繕を実施する。	・護岸については, 施設の損傷・劣化等の変状について定期的に点検・評価を実施し, 変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど, 適切な維持・修繕に努め, 施設の機能を確保する。
	193	龍郷海岸 秋名地区	水管理	大島郡龍郷町大字秋名字森田1320番地 ～大島郡龍郷町大字幾里字浜崎179番地	458	+4.3 +4.3		護岸・突堤	龍郷町の一部	住宅地, 農用地, その他	既存施設の損傷・劣化等を把握し, 計画的な維持又は修繕を実施する。	・護岸については, 施設の損傷・劣化等の変状について定期的に点検・評価を実施し, 変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど, 適切な維持・修繕に努め, 施設の機能を確保する。 ・突堤については, 波浪による堤体前面の洗掘や堤体ブロックの移動・散乱・沈下等について, 定期的に点検・評価を実施し, 必要に応じてブロックの補充等による適切な維持・修繕に努め, 施設の機能を確保する。
	194	龍郷海岸 嘉渡地区	水管理	大島郡龍郷町大字嘉渡字浜当516番地 ～大島郡龍郷町大字嘉渡字中金久443番地	343	+4.3 +4.3		護岸・突堤・離岸堤・消波堤	龍郷町の一部	住宅地, その他	既存施設の損傷・劣化等を把握し, 計画的な維持又は修繕を実施する。	・護岸については, 施設の損傷・劣化等の変状について定期的に点検・評価を実施し, 変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど, 適切な維持・修繕に努め, 施設の機能を確保する。 ・離岸堤・突堤・消波堤については, 波浪による堤体前面の洗掘や堤体ブロックの移動・散乱・沈下等について, 定期的に点検・評価を実施し, 必要に応じてブロックの補充等による適切な維持・修繕に努め, 施設の機能を確保する。
	195	龍郷海岸 円地区	水管理	大島郡龍郷町大字円字前平1570番地 ～大島郡龍郷町大字円字ヒシヤ295番地	340	+4.3 +4.3		護岸・離岸堤	龍郷町の一部	住宅地, その他	既存施設の損傷・劣化等を把握し, 計画的な維持又は修繕を実施する。	・護岸については, 施設の損傷・劣化等の変状について定期的に点検・評価を実施し, 変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど, 適切な維持・修繕に努め, 施設の機能を確保する。 ・離岸堤については, 波浪による堤体前面の洗掘や堤体ブロックの移動・散乱・沈下等について, 定期的に点検・評価を実施し, 必要に応じてブロックの補充等による適切な維持・修繕に努め, 施設の機能を確保する。
	196	安木屋場漁港海岸 安木屋場地区	水	大島郡龍郷町安木屋場字拾川地先	419	+4.8		護岸	龍郷町の一部	住宅地, 工業用地, 農地	既存施設の損傷・劣化等を把握し, 計画的な維持又は修繕を実施する。	・堤防については, 施設の損傷・劣化等の変状について定期的に点検・評価を実施し, 変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど, 適切な維持・修繕に努め, 施設の機能を確保する。
	197	龍郷漁港海岸 龍郷地区	水	大島郡龍郷町龍郷地先 大島郡龍郷町瀬留地先 大島郡龍郷町屋入地先 大島郡龍郷町芦徳地先	1,211	+4.8		護岸, 堤防	龍郷町の一部	住宅地, 公共用地, 農地	既存施設の損傷・劣化等を把握し, 計画的な維持又は修繕を実施する。	・護岸, 堤防については, 施設の損傷・劣化等の変状について定期的に点検・評価を実施し, 変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど, 適切な維持・修繕に努め, 施設の機能を確保する。
	198	龍郷町海岸 瀬留地区	農	大島郡龍郷町大字瀬留字瀬モ田原727～ 字浜田71-1	744	+4.0		堤防	龍郷町の一部	住宅地, 農用地	老朽化した既存施設の補修, 改良をすることにより, 必要な防護機能を確保し背後地の浸水被害防止を図る。	・施設の損傷・劣化等の変状について定期的に点検・評価を実施し, 変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど, 適切な維持・修繕に努め, 施設の機能を確保する。
	199	笠利海岸 一屯地区	水管理	奄美市笠利町大字喜瀬字一屯金久712番1 ～奄美市笠利町大字喜瀬字中野822番1	325	+3.8 +3.8		護岸	奄美市の一部	住宅地	既存施設の損傷・劣化等を把握し, 計画的な維持又は修繕を実施する。	・護岸については, 施設の損傷・劣化等の変状について定期的に点検・評価を実施し, 変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど, 適切な維持・修繕に努め, 施設の機能を確保する。
200	笠利海岸 喜瀬地区	水管理	奄美市笠利町大字喜瀬字喜瀬浜393の2番地 ～奄美市笠利町大字喜瀬字折立2942番地	1,256	+3.8 +3.8	護岸・離岸堤	奄美市の一部	住宅地, 農用地	既存施設の損傷・劣化等を把握し, 計画的な維持又は修繕を実施する。	・護岸については, 施設の損傷・劣化等の変状について定期的に点検・評価を実施し, 変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど, 適切な維持・修繕に努め, 施設の機能を確保する。 ・離岸堤については, 波浪による堤体前面の洗掘や堤体ブロックの移動・散乱・沈下等について, 定期的に点検・評価を実施し, 必要に応じてブロックの補充等による適切な維持・修繕に努め, 施設の機能を確保する。		

注) 記載にあたっては, 旧海岸法第23条「海岸保全施設の整備基本計画」の作成要領等を参考とした。  
 注) 「海岸保全施設の維持又は修繕に関する事項」については海岸法施行令第1条の2第1項第2号口に定める。  
 注) 施設規模(計画:2100年時点)の計画天端高は, 気候変動を踏まえた2100年時点の外力をもとに算出した代表海岸の概算値である。  
 注) 表の記載内容は, 今後必要に応じ変更する可能性がある。

表 海岸保全施設整備の種類、規模、配置及び受益の地域

ゾーン名	区域番号	地 区	所管	配 置		施設規模 (計画：2100年時点) 計画天端高 T.P. (m)	種 類	受益の地域		整備の方向性	維持又は修繕の方法	備 考 (施設の更新があつた場合等記載)		
				区 域	施設規模			地 域	状 況					
				地 名	延長 (m)	計画天端高 T.P. (m)								
奄 美 ゾーン	201	赤木名港海岸 前肥田地区	港	奄美市笠利町大字手花部字スウフ2996番地先	874	-	+2.0～5.6 (嵩上げ高最大1.3m) 本数値は代表箇所のものである	堤防・護岸	奄美市の一部	住宅地, その他	既存施設の損傷・劣化等を把握し, 計画的な維持又は修繕を実施する。	・護岸については, 波浪による堤体前面の洗掘, 堤体内の空洞化等について定期的に点検・評価を実施し, 必要に応じて長寿命化を図るなど, 適切な維持・修繕に努め, 施設の機能を確保する。 ・堤防については, 施設の損傷・劣化等の変状について定期的に点検・評価を実施し, 変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど, 適切な維持・修繕に努め, 施設の機能を確保する。		
	202	赤木名港海岸 赤木名地区	港	奄美市笠利町大字外金久地先	1,100	-		堤防・護岸・消波堤	奄美市の一部	住宅地, 商業業務地, 農用地, その他	背後地への越波・飛沫の被害を防止するため, 面的防護方式による必要な防護機能を確保するとともに, 海辺に近づきやすいよう利便性の高い海岸整備を図る。	・堤防・護岸については, 波浪による堤体前面の洗掘, 堤体内の空洞化等について定期的に点検・評価を実施し, 必要に応じて長寿命化を図るなど, 適切な維持・修繕に努め, 施設の機能を確保する。 ・消波堤については, 波浪による堤体前面の洗掘や堤体ブロックの移動・散乱・沈下等について, 定期的に点検・評価を実施し, 必要に応じてブロックの補充等による適切な維持・修繕に努め, 施設の機能を確保する。		
	203	屋仁港海岸 屋仁地区	港	奄美市笠利町大字屋仁字奥間1496番地地先	601	-		護岸・離岸堤	奄美市の一部	住宅地, 商業業務地, 農用地, その他	奄美群島国定公園に指定されており, 海域環境や景観に配慮しながら, 背後地への越波・飛沫の被害を防止するため, 必要な防護機能を確保するとともに, 海辺に近づきやすいよう利便性の高い海岸整備を図る。	・防潮堤については, 波浪による堤体前面の洗掘, 堤体内の空洞化等について定期的に点検・評価を実施し, 必要に応じて長寿命化を図るなど, 適切な維持・修繕に努め, 施設の機能を確保する。 ・離岸堤については, 波浪による堤体前面の洗掘や堤体ブロックの移動・散乱・沈下等について, 定期的に点検・評価を実施し, 必要に応じてブロックの補充等による適切な維持・修繕に努め, 施設の機能を確保する。		
	204	笠利海岸 楠野地区	水管理	奄美市笠利町大字佐仁字楠野211番地 ～奄美市笠利町大字佐仁字楠野175番地	177	+7.3 +4.3		護岸・消波堤	奄美市の一部	住宅地, 農用地	既存施設の損傷・劣化等を把握し, 計画的な維持又は修繕を実施する。	・護岸については, 施設の損傷・劣化等の変状について定期的に点検・評価を実施し, 変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど, 適切な維持・修繕に努め, 施設の機能を確保する。 ・消波堤については, 波浪による堤体前面の洗掘や堤体ブロックの移動・散乱・沈下等について, 定期的に点検・評価を実施し, 必要に応じてブロックの補充等による適切な維持・修繕に努め, 施設の機能を確保する。		
	205	笠利海岸 佐仁地区	水管理	奄美市笠利町大字佐仁字奥太142番1 ～奄美市笠利町大字佐仁字トモリ3517番地	458	+4.3 +4.3		護岸・離岸堤・消波堤	奄美市の一部	住宅地, その他	既存施設の損傷・劣化等を把握し, 計画的な維持又は修繕を実施する。	・護岸については, 施設の損傷・劣化等の変状について定期的に点検・評価を実施し, 変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど, 適切な維持・修繕に努め, 施設の機能を確保する。 ・離岸堤, 消波堤については, 波浪による堤体前面の洗掘や堤体ブロックの移動・散乱・沈下等について, 定期的に点検・評価を実施し, 必要に応じてブロックの補充等による適切な維持・修繕に努め, 施設の機能を確保する。		
	206	喜界島港海岸 志戸桶地区	港	大島郡喜界町志戸桶地内	-	-		-	-	-	-	-	-	-
	207	喜界町海岸 佐手久地区	農	大島郡喜界町大字佐手久字下茂2797-1番地～屈那19-1番地	1,000	+6.5		堤防	喜界町の一部	農用地	既存施設の損傷・劣化等を把握し, 計画的な維持又は修繕を実施する。	・施設の損傷・劣化等の変状について定期的に点検・評価を実施し, 変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど, 適切な維持・修繕に努め, 施設の機能を確保する。		
	208	喜界町海岸 塩道地区	農	大島郡喜界町大字塩道字城久山1458番地	365	+4.5		堤防	喜界町の一部	農用地	既存施設の損傷・劣化等を把握し, 計画的な維持又は修繕を実施する。	・施設の損傷・劣化等の変状について定期的に点検・評価を実施し, 変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど, 適切な維持・修繕に努め, 施設の機能を確保する。		
	209	早町漁港海岸 塩道地区	水	大島郡喜界町塩道地先	504	+4.3		護岸, 突堤	喜界町の一部	住宅地	既存施設の損傷・劣化等を把握し, 計画的な維持又は修繕を実施する。	・護岸については, 施設の損傷・劣化等の変状について定期的に点検・評価を実施し, 変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど, 適切な維持・修繕に努め, 施設の機能を確保する。 ・突堤については, 被覆ブロックの散乱や波浪による堤体前面の洗掘, 堤体内の空洞化等について定期的に点検・評価を実施し, 必要に応じて長寿命化を図るなど, 適切な維持・修繕に努め, 施設の機能を確保する。		
	210	早町漁港海岸 早町地区	水	大島郡喜界町早町地先	340	+4.5		護岸, 消波堤	喜界町の一部	住宅地	既存施設の損傷・劣化等を把握し, 計画的な維持又は修繕を実施する。	・護岸については, 波浪による堤体前面の洗掘, 堤体内の空洞化等について定期的に点検・評価を実施し, 必要に応じて長寿命化を図るなど, 適切な維持・修繕に努め, 施設の機能を確保する。 ・消波堤については, 波浪による堤体前面の洗掘や堤体ブロックの移動・散乱・沈下等について, 定期的に点検・評価を実施し, 必要に応じてブロックの補充等による適切な維持・修繕に努め, 施設の機能を確保する。		
	211	喜界海岸 阿伝地区	水管理	大島郡喜界町大字阿伝字長佐199番地 ～大島郡喜界町大字阿伝字半土1528の1番地	385	+5.8 +5.8		護岸	喜界町の一部	住宅地, 公共施設, その他	既存施設の損傷・劣化等を把握し, 計画的な維持又は修繕を実施する。	・護岸については, 施設の損傷・劣化等の変状について定期的に点検・評価を実施し, 変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど, 適切な維持・修繕に努め, 施設の機能を確保する。		
	212	喜界島港海岸 花良治地区	港	大島郡喜界町大字花良治字ウイアタリ537～字マデ95	230	-		護岸	喜界町の一部	住宅地, 農用地, その他	背後地に対する越波・飛沫の被害を防止するため, 必要な防護機能を確保する。	・護岸については, 波浪による堤体前面の洗掘, 堤体内の空洞化等について定期的に点検・評価を実施し, 必要に応じて長寿命化を図るなど, 適切な維持・修繕に努め, 施設の機能を確保する。		
	213	喜界島港海岸 浦原地区	港	大島郡喜界町大字浦原イナクマ1702番地地先	397	-		護岸	喜界町の一部	住宅地, 農用地, その他	背後地に対する越波・飛沫の被害を防止するため, 必要な防護機能を確保する。	・護岸については, 波浪による堤体前面の洗掘, 堤体内の空洞化等について定期的に点検・評価を実施し, 必要に応じて長寿命化を図るなど, 適切な維持・修繕に努め, 施設の機能を確保する。		
	214	喜界島港海岸 手久津久地区	港	大島郡喜界町大字手久津久字浜の上405-2～字ヤンメン298-1	-	-		-	喜界町の一部	住宅地, 農用地, その他	背後地に対する越波・飛沫の被害を防止するため, 必要な防護機能を確保する。			
	215	喜界海岸 中里地区	水管理	大島郡喜界町大字中里字西原248番口 ～大島郡喜界町大字中里字西牧202-1番地	280	+3.8 +3.8		護岸	喜界町の一部	公共施設, 空港	既存施設の損傷・劣化等を把握し, 計画的な維持又は修繕を実施する。	・護岸については, 施設の損傷・劣化等の変状について定期的に点検・評価を実施し, 変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど, 適切な維持・修繕に努め, 施設の機能を確保する。		
216	湾港海岸 湾地区	港	大島郡喜界町湾水流142番地先	110	-	護岸	喜界町の一部	住宅地, その他	既存施設の損傷・劣化等を把握し, 計画的な維持又は修繕を実施する。	・護岸については, 波浪による堤体前面の洗掘, 堤体内の空洞化等について定期的に点検・評価を実施し, 必要に応じて長寿命化を図るなど, 適切な維持・修繕に努め, 施設の機能を確保する。				
217	喜界海岸 伊砂地区	水管理	大島郡喜界町大字中熊字中金久645番地 ～大島郡喜界町大字伊砂字長道469番地	845	+5.6 +5.0	護岸	喜界町の一部	住宅地, 農用地, その他	既存施設の損傷・劣化等を把握し, 計画的な維持又は修繕を実施する。	・護岸については, 施設の損傷・劣化等の変状について定期的に点検・評価を実施し, 変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど, 適切な維持・修繕に努め, 施設の機能を確保する。				

注) 記載にあたっては, 旧海岸法第23条「海岸保全施設の整備基本計画」の作成要領等を参考とした。  
 注) 「海岸保全施設の維持又は修繕に関する事項」については海岸法施行令第1条の2第1項第2号口に定める。  
 注) 施設規模 (計画：2100年時点) の計画天端高は, 気候変動を踏まえた2100年時点の外力をもとに算出した代表海岸の概算値である。  
 注) 表の記載内容は, 今後必要に応じて変更する可能性がある。

表 海岸保全施設整備の種類、規模、配置及び受益の地域

ゾーン名	区域番号	地区	所管	配置		施設規模 (計画：2100年時点) 計画天端高 T.P. (m)	種 類	受益の地域		整備の方向性	維持又は修繕の方法	備 考 (施設の更新があった場合等記載)
				区 域 地 名	延長 (m)			計画天端高 T.P. (m)	地 域			
奄 美 ゾ ーン	218	喜界町海岸 伊実久地区	農	大島郡喜界町大字小野津字長田子294番1 ～伊砂字長迫465番2	2,360	+6.5	堤防	喜界町の一部	農用地	既存施設の損傷・劣化等を把握し、計画的な維持又は修繕を実施する。	・施設の損傷・劣化等の変状、水門については、設備の経年変化や劣化、損傷を調査するとともに、定期的に点検・評価を実施し、変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。	
	219	徳之島海岸 金見地区	水管理	大島郡徳之島町大字金見字兼久当559番地 ～大島郡徳之島町大字金見字兼久当506番地	123	+5.5 +4.7	護岸	徳之島町の一部	住宅地、農用地	既存施設の損傷・劣化等を把握し、計画的な維持又は修繕を実施する。	・護岸については、施設の損傷・劣化等の変状について定期的に点検・評価を実施し、変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。	
	220	山漁港海岸 山地区	水	大島郡徳之島町山地先	1,704	+4.3	護岸	徳之島町の一部	住宅地、公共用地	既存施設の損傷・劣化等を把握し、計画的な維持又は修繕を実施する。	・護岸については、施設の損傷・劣化等の変状について定期的に点検・評価を実施し、変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。	
	221	徳之島海岸 母間地区	水管理	大島郡徳之島町大字花徳字前陸27番地 ～大島郡徳之島町大字母間9274番地	1,049	+5.5 +5.5	護岸・消波堤	徳之島町の一部	住宅地、商業業務地、公共施設	既存施設の損傷・劣化等を把握し、計画的な維持又は修繕を実施する。	・護岸については、施設の損傷・劣化等の変状について定期的に点検・評価を実施し、変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。 ・消波堤については、波浪による堤体前面の洗掘や堤体ブロックの移動・散乱・沈下等について、定期的に点検・評価を実施し、必要に応じてブロックの補充等による適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。	
	222	母間港海岸 母間地区	港	大島郡徳之島町大字母間字扇地先	1,470	-	護岸	徳之島町の一部	住宅地、農用地、その他	背後地に対する越波・飛沫の被害を防止するため、必要な防護機能を確保する。	・護岸については、波浪による堤体前面の洗掘、堤体内の空洞化等について定期的に点検・評価を実施し、必要に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。	
	223	徳之島海岸 下久志地区	水管理	大島郡徳之島町大字母間14番地 ～大島郡徳之島町大字下久志字黒石原701番地	1,184	+5.5 +5.5	護岸	徳之島町の一部	住宅地、商業業務地、公共施設	既存施設の損傷・劣化等を把握し、計画的な維持又は修繕を実施する。	・護岸については、施設の損傷・劣化等の変状について定期的に点検・評価を実施し、変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。	
	224	徳之島町海岸 下久志地区	農	大島郡徳之島町大字下久志字堀切1063～ 字田ン行717	720	+4.5	護岸(傾斜)	徳之島町の一部	農用地	既存施設の損傷・劣化等を把握し、計画的な維持又は修繕を実施する。	・護岸については、施設の損傷・劣化等の変状について定期的に点検・評価を実施し、変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。	
	225	徳之島海岸 井之川地区	水管理	大島郡徳之島町大字井之川字崎田2467番地 ～大島郡徳之島町大字神之峰字トビラヤ5番地	1,210	+5.5 +5.5	護岸・消波堤	徳之島町の一部	住宅地、農用地、公共施設	既存施設の損傷・劣化等を把握し、計画的な維持又は修繕を実施する。	・護岸については、施設の損傷・劣化等の変状について定期的に点検・評価を実施し、変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。 ・消波堤については、波浪による堤体前面の洗掘や堤体ブロックの移動・散乱・沈下等について、定期的に点検・評価を実施し、必要に応じてブロックの補充等による適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。	
	226	亀徳港海岸 亀徳地区	港	大島郡徳之島町徳亀2184番地75地先	870	-	堤防・護岸	徳之島町の一部	住宅地、商業業務地、その他	背後地への越波・飛沫の被害を防止するため、必要な防護機能を確保するとともに、海辺に近づきやすいよう利便性の高い海岸整備を図る。	・護岸については、波浪による堤体前面の洗掘、堤体内の空洞化等について定期的に点検・評価を実施し、必要に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。	
	227	徳之島海岸 亀津地区	水管理	大島郡徳之島町大字亀津字大船町7670番地 ～大島郡徳之島町大字亀津字築地新町7117番地	1,244	+5.5 +5.5	護岸・消波堤	徳之島町の一部	住宅地、商業業務地、公共施設	既存施設の損傷・劣化等を把握し、計画的な維持又は修繕を実施する。	・護岸については、施設の損傷・劣化等の変状について定期的に点検・評価を実施し、変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。 ・消波堤については、波浪による堤体前面の洗掘や堤体ブロックの移動・散乱・沈下等について、定期的に点検・評価を実施し、必要に応じてブロックの補充等による適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。	
	228	亀津漁港海岸 亀津地区	水	大島郡徳之島町亀津字新里新町地先	260 260 260	+4.7	護岸	徳之島町の一部	住宅地、公共用地	既存施設の損傷・劣化等を把握し、計画的な維持又は修繕を実施する。	・護岸については、施設の損傷・劣化等の変状について定期的に点検・評価を実施し、変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。	
	229	徳之島海岸 亀津南原地区	水管理	大島郡徳之島町大字亀津字若水6513番地 ～大島郡徳之島町大字亀津字本木竿6967番地	908	+5.5	護岸・防波堤	徳之島町の一部	住宅地、農用地、その他	既存施設の損傷・劣化等を把握し、計画的な維持又は修繕を実施する。	・護岸については、施設の損傷・劣化等の変状について定期的に点検・評価を実施し、変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。 ・消波堤については、波浪による堤体前面の洗掘や堤体ブロックの移動・散乱・沈下等について、定期的に点検・評価を実施し、必要に応じてブロックの補充等による適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。	
	230	面縄港海岸 東地区	港	大島郡伊仙町大字面縄字船グラ2270番地内1号	229	-	護岸	伊仙町の一部	住宅地、その他	既存施設の損傷・劣化等を把握し、計画的な維持又は修繕を実施する。	・護岸については、施設の損傷・劣化等の変状について定期的に点検・評価を実施し、変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。	
	231	面縄港海岸 西地区	港	大島郡伊仙町大字面縄字西兼久675の17番地内1号	641	-	護岸・突堤	伊仙町の一部	住宅地、その他	既存施設の損傷・劣化等を把握し、計画的な維持又は修繕を実施する。	・護岸については、施設の損傷・劣化等の変状について定期的に点検・評価を実施し、変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。 ・突堤については、被覆ブロックの散乱や波浪による堤体前面の洗掘、堤体内の空洞化等について定期的に点検・評価を実施し、必要に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。	
	232	伊仙海岸 瀬田海地区	水管理	大島郡伊仙町大字阿三字瀬田海855番地 ～大島郡伊仙町大字阿三字瀬田海858番地2	117	+5.0 +5.0	護岸	伊仙町の一部	住宅地、農用地、その他	既存施設の損傷・劣化等を把握し、計画的な維持又は修繕を実施する。	・護岸については、施設の損傷・劣化等の変状について定期的に点検・評価を実施し、変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。	
233	鹿浦港海岸 東地区	港	大島郡伊仙町大字阿三鹿原2231番地内1号	-	-	-	伊仙町の一部	その他	-	-		
234	鹿浦港海岸 西地区	港	大島郡伊仙町大字阿三鹿原141の4番地内1号	-	-	-	伊仙町の一部	その他	-	-		
235	天城海岸 秋利神地区	水管理	大島郡天城町大字西阿木名字秋利神726番地 ～大島郡天城町大字瀬滝字秋利神1575番地	246	+5.5 +5.5	護岸	天城町の一部	住宅地、その他	既存施設の損傷・劣化等を把握し、計画的な維持又は修繕を実施する。	・護岸については、施設の損傷・劣化等の変状について定期的に点検・評価を実施し、変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。		

本数値は代表箇所のものである

注) 記載にあたっては、旧海岸法第23条「海岸保全施設の整備基本計画」の作成要領等を参考とした。  
 注) 「海岸保全施設の維持又は修繕に関する事項」については海岸法施行令第1条の2第1項第2号口に定める。  
 注) 施設規模(計画：2100年時点)の計画天端高は、気候変動を踏まえた2100年時点の外力をもとに算出した代表海岸の概算値である。  
 注) 表の記載内容は、今後必要に応じ変更する可能性がある。

表 海岸保全施設整備の種類、規模、配置及び受益の地域

ゾーン名	区域番号	地区	所管	配置		施設規模 (計画：2100年時点) 計画天端高 T.P. (m)	施設規模 (計画：2100年時点) 計画天端高 T.P. (m)	種類	受益の地域		整備の方向性	維持又は修繕の方法	備考 (施設の更新があった場合等記載)	
				区 域	地名				延長 (m)	計画天端高 T.P. (m)				地 域
奄美 ゾーン	236	天城町海岸 千間地区	農	大島郡天城町大字天津川字千間988番地 ～1622番地	520	+5.5	+2.0～5.6 (嵩上げ高最大1.3m) 本数値は代表箇所のも のである	堤防 (傾斜)	天城町の一部	住宅地、農用地、 その他	既存施設の損傷・劣化等を把握し、計画的 な維持又は修繕を実施する。	・施設の損傷・劣化等の変状について定期的に点検・評価を実施し、変状の 発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕 に努め、施設の機能を確保する。		
	237	平土野港海岸 平土野地区	港	大島郡天城町大字平土野37番78地先	729	-		堤防・護岸・離 岸堤	天城町の一部	住宅地、商業業務 地、 その他	背後地への越波・飛沫の被害を防止するた め、施設の改良を含め、必要な防護機能を 確保するとともに、海辺に近づきやすいよ う利便性の高い海岸整備を図る。	・護岸・堤防については、波浪による堤体前面の洗掘、堤体内の空洞化等につ いて定期的に点検・評価を実施し、必要に応じて長寿命化を図るなど、適 切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。 ・離岸堤については、波浪による堤体前面の洗掘や堤体ブロックの移動・散 乱・沈下等について、定期的に点検・評価を実施し、必要に応じてブロック の補充等による適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。		
	238	天城町海岸 松原地区	農	大島郡天城町大字岡前字馬塔88番地～小 島146番地	440	+4.5		堤防	天城町の一部	住宅地、農用地、 その他	既存施設の損傷・劣化等を把握し、計画的 な維持又は修繕を実施する。	・施設の損傷・劣化等の変状について定期的に点検・評価を実施し、変状の 発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕 に努め、施設の機能を確保する。		
	239	徳之島町海岸 手々地区	農	大島郡徳之島町大字手々字チャントウ 3051番地-1～崎原474番地-1	1,509	+4.5		護岸 (傾斜)	徳之島町の一部	住宅地、農用地、 その他	既存施設の損傷・劣化等を把握し、計画的 な維持又は修繕を実施する。	・施設の損傷・劣化等の変状について定期的に点検・評価を実施し、変状の 発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕 に努め、施設の機能を確保する。		
	240	和泊海岸 美瀬地区	水管理	大島郡和泊町大字国頭字手附4385番地 ～大島郡和泊町大字国頭字白石572番1	290	+7.0 +7.0		護岸	和泊町の一部	森林	既存施設の損傷・劣化等を把握し、計画的 な維持又は修繕を実施する。	・護岸については、施設の損傷・劣化等の変状について定期的に点検・評価 を実施し、変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど、 適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。		
	241	和泊町海岸 喜美留地区	農	大島郡和泊町大字喜美留字笠瀬当552番 地～高辻1091番地	98	+7.0		堤防	和泊町の一部	住宅地、農用地、 その他	既存施設の損傷・劣化等を把握し、計画的 な維持又は修繕を実施する。	堤防については、定期的に点検・評価を実施し、必要に応じて長寿命化を図 るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。		
	242	和泊港海岸 東地区	港	大島郡和泊町大字喜美留字波取358番地 地先	212	-		堤防・離岸堤	和泊町の一部	商業業務地、森林	背後地への越波・飛沫の被害を防止するた め、施設を改良し、必要な防護機能を確保 する。	・護岸については、波浪による堤体前面の洗掘、堤体内の空洞化等につ いて定期的に点検・評価を実施し、必要に応じて長寿命化を図るなど、適切な維 持・修繕に努め、施設の機能を確保する。 ・離岸堤については、波浪による堤体前面の洗掘や堤体ブロックの移動・散 乱・沈下等について、定期的に点検・評価を実施し、必要に応じてブロック の補充等による適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。		
	243	和泊港海岸 西地区	港	大島郡和泊町大字和泊字東風平577番地 先	192	-		堤防・離岸堤	和泊町の一部	住宅地、その他	既存施設の損傷・劣化等を把握し、計画的 な維持又は修繕を実施する。	・護岸については、波浪による堤体前面の洗掘、堤体内の空洞化等につ いて定期的に点検・評価を実施し、必要に応じて長寿命化を図るなど、適切な維 持・修繕に努め、施設の機能を確保する。 ・離岸堤については、波浪による堤体前面の洗掘や堤体ブロックの移動・散 乱・沈下等について、定期的に点検・評価を実施し、必要に応じてブロック の補充等による適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。		
	244	和泊海岸 汐瀬地区	水管理	大島郡和泊町大字和泊字石川平1番地の5 ～大島郡和泊町大字和泊字汐瀬103番地	700	+9.0 +9.0		護岸・消波堤	和泊町の一部	住宅地、農用地、そ の他	既存施設の損傷・劣化等を把握し、計画的 な維持又は修繕を実施する。	・護岸については、施設の損傷・劣化等の変状について定期的に点検・評価 を実施し、変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど、 適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。 ・消波堤については、波浪による堤体前面の洗掘や堤体ブロックの移動・散 乱・沈下等について、定期的に点検・評価を実施し、必要に応じてブロック の補充等による適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。		
	245	知名漁港海岸 知名地区	水	大島郡知名町大字瀬利覚地先	1,644	7.3		堤防・護岸・離 岸堤・消波堤	知名町の一部	住宅地、公共用地	既存施設の損傷・劣化等を把握し、計画的 な維持又は修繕を実施する。	・護岸、堤防については、施設の損傷・劣化等の変状について定期的に点 検・評価を実施し、変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図 るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。 ・消波堤、離岸堤については、波浪による堤体前面の洗掘や堤体ブロックの 移動・散乱・沈下等について、定期的に点検・評価を実施し、必要に応じてブ ロックの補充等による適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。		
	246	知名海岸 屋子母地区	水管理	大島郡知名町大字天津勘字源手名365番 地～大島郡知名町大字屋子母字ゲンテナ 674番地	394	+8.0 +6.0		護岸	知名町の一部	森林	既存施設の損傷・劣化等を把握し、計画的 な維持又は修繕を実施する。	・護岸については、施設の損傷・劣化等の変状について定期的に点検・評価 を実施し、変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど、 適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。		
	247	住吉港海岸 住吉地区	港	大島郡知名町大字住吉字兼久地先	332	-		防潮堤	知名町の一部	農用地	背後地への越波・飛沫の被害を防止するた め、施設を改良し、必要な防護機能を確保 する。	防潮堤については、波浪による堤体前面の洗掘、堤体内の空洞化等につ いて、定期的に点検・評価を実施し、必要に応じて長寿命化を図るなど、適切 な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。		
	248	知名海岸 沖泊地区	水管理	大島郡知名町大字下城字アングム954番 地～大島郡知名町大字新城字長竿608-1番 地	-	-		-	知名町の一部	-	-	-	-	
	249	内喜名漁港海岸 内喜名地区	水	大島郡和泊町内喜名地先	529	+5.9		護岸、堤防、胸 壁	和泊町の一部	森林	既存施設の損傷・劣化等を把握し、計画的 な維持又は修繕を実施する。	・護岸、堤防、胸壁については、施設の損傷・劣化等の変状について定期的 に点検・評価を実施し、変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化 を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。		
	250	伊延港海岸 伊延地区	港	大島郡和泊町大字畦布字伊延原1174番地 地先	333	-		護岸・離岸堤	和泊町の一部	住宅地、農用地、 その他	背後埋立地への必要な防護機能を確保す るとともに、海辺に近づきやすいよう利便性 の高い海岸整備を図る。	・離岸堤については、波浪による堤体前面の洗掘や堤体ブロックの移動・散 乱・沈下等について、定期的に点検・評価を実施し、必要に応じてブロック の補充等による適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。 ・護岸については、波浪による堤体前面の洗掘、堤体内の空洞化等につ いて定期的に点検・評価を実施し、必要に応じて長寿命化を図るなど、適切 な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。		
251	与論町海岸 皆田地区	農	大島郡与論町大字古里字ガケン2140番地 の3～那間字皆田792番地	180	+5.5	護岸	与論町の一部	住宅地、農用地、 その他	既存施設の損傷・劣化等を把握し、計画的 な維持又は修繕を実施する。	護岸については、施設の損傷・劣化等の変状について定期的に点検・評価を 実施し変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど、適切 な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。				
252	与論町海岸 クズレ地区	農	大島郡与論町大字古里字出毛16番地～大 島郡与論町大字古里字出毛16番地	-	-	-	与論町の一部	住宅地、農用地、 その他	既存施設の損傷・劣化等を把握し、計画的 な維持又は修繕を実施する。					

注) 記載にあたっては、旧海岸法第23条「海岸保全施設の整備基本計画」の作成要領等を参考とした。  
注) 「海岸保全施設の維持又は修繕に関する事項」については海岸法施行令第1条の2第1項第2号口に定める。  
注) 施設規模 (計画：2100年時点) の計画天端高は、気候変動を踏まえた2100年時点の外力をもとに算出した代表海岸の概算値である。  
注) 表の記載内容は、今後必要に応じ変更する可能性がある。

表 海岸保全施設整備の種類、規模、配置及び受益の地域

ゾーン名	区域 番号	地 区	所管	配 置		施設規模 (計画：2100年時点) 計画天端高 T.P. (m)	種 類	受益の地域		整備の方向性	維持又は修繕の方法	備 考 (施設の更新があつた場合等記載)	
				区 域	施設規模			地 域	状 況				
奄 美 ゾーン	253	与論町海岸 雨水地区	農	大島郡与論町大字麦屋宇雨水837番地	-	-	+2.0～5.6 (嵩上げ高最大1.3m) 本数値は代表箇所のも のである	—	与論町の一部	住宅地、農用地、 その他	既存施設の損傷・劣化等を把握し、計画的な維持又は修繕を実施する。		
	254	与論町海岸 ハキビナ地区	農	大島郡与論町大字麦屋宇雨水837番地	304	+5.5		護岸	与論町の一部	住宅地、農用地	奄美群島国定公園に指定されており、海域環境や景観に配慮しながら、背後地への越波・飛沫の被害を防止するため、必要な防護機能を確保する。	護岸については、波浪による堤体全面の洗掘、堤体内の空洞化等について定期的に点検・評価を実施し、必要に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持修繕に努め、施設の機能を確保する。	
	255	与論港海岸 西・東・兼 母・江ヶ島地区	港	大島郡与論町立長九年母峰花355番地地先	973	-		護岸・突堤・離 岸堤・養浜	与論町の一部	住宅地、商業業務 地、 工業地、農用地、 その他	背後地への越波・飛沫の被害を防止するため、面的防護方式による必要な防護機能を確保するとともに、海辺に近づきやすいよう利便性の高い海岸整備を図る。	・離岸堤、突堤については、波浪による堤体前面の洗掘や堤体ブロックの移動・散乱・沈下等について、定期的に点検・評価を実施し、必要に応じてブロックの補充等による適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。 ・護岸については、波浪による堤体前面の洗掘、堤体内の空洞化等について定期的に点検・評価を実施し、必要に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。	
	256	茶花漁港海岸 茶花地区	水	大島郡与論町茶花地先	359	+3.0		護岸・離岸堤	与論町の一部	住宅地、公共用地	既存施設の損傷・劣化等を把握し、計画的な維持又は修繕を実施する。	・護岸については、施設の損傷・劣化等の変状について定期的に点検・評価を実施し、変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。 ・離岸堤については、波浪による堤体前面の洗掘や堤体ブロックの移動・散乱・沈下等について、定期的に点検・評価を実施し、必要に応じてブロックの補充等による適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。	
	257	喜界町海岸 白水地区	農	大島郡喜界町大字白水字白川26番1～字金久592番地1	315 670	+8.0		堤防・樋門	喜界町の一部	農用地	既存施設の損傷・劣化等を把握し、計画的な維持又は修繕を実施する。	・施設の損傷・劣化等の変状、水門については、設備の経年変化や劣化、損傷を調査するとともに、定期的に点検・評価を実施し、変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。	

注) 記載にあたっては、旧海岸法第23条「海岸保全施設の整備基本計画」の作成要領等を参考とした。  
 注) 「海岸保全施設の維持又は修繕に関する事項」については海岸法施行令第1条の2第1項第2号口に定める。  
 注) 施設規模(計画：2100年時点)の計画天端高は、気候変動を踏まえた2100年時点の外力をもとに算出した代表海岸の概算値である。  
 注) 表の記載内容は、今後必要に応じて変更する可能性がある。